

# 高崎市高齢者安心プラン 平成24年度事業進捗状況

# ～ 目 次 ～

頁

## 【施策1】 高齢者の生きがいづくり・社会参加促進プラン(9事業)

- (1) 高齢者の社会参加への支援 1
  - ① 長寿センターの多面的活用、② 生涯学習・文化・スポーツ活動の支援、③ 長寿会活動への支援
- (2) 高齢者のボランティア活動への参加支援 1
  - ① ボランティア情報の提供、② ボランティアポイント制度導入の検討
- (3) 高齢者の就労への支援 2
  - ① シルバー人材センターの充実、② 就業相談の充実
- (4) 敬老への取り組み 2
  - ① 地域ごとの敬老事業への支援、② 敬老祝金

## 【施策2】 介護予防・自立支援推進プラン(12事業)

- (1) 介護予防事業対象者の把握 3
  - ① 二次予防事業対象者の把握、② 二次予防事業対象者への働きかけの強化
- (2) 介護予防事業の強化 3
  - ① いきいき運動教室(運動器機能向上)、② さわやか元気教室(閉じこもり予防)、③ 口腔機能向上・栄養改善
  - ④ 地域ぐるみの介護予防事業の推進
- (3) 介護予防サポーターの養成と活動支援 4
  - ① 介護予防サポーターの養成、② 介護予防サポーターの活動支援(拠点整備)
- (4) 高齢者サロンへの支援 5
  - ① 高齢者サロンへの講師派遣、② 活動運営費への支援、③ 運営者への支援、
  - ④ 常設型高齢者サロンに向けた取り組み

## 【施策3】 地域包括ケア体制推進プラン(24事業)

- (1) 地域包括支援センターの機能強化 6
  - ① 地域包括支援センターの広報活動の強化、② 社会資源の把握機能の強化、③ 高齢者ニーズの把握機能の強化
  - ④ 地域における調整機能の強化、⑤ 在宅介護支援センターとの適切な連携、
  - ⑥ 地域包括支援センターの運営方法の検討
- (2) 地域との協働に向けた仕組みづくり 7
  - ① 高齢者安心生活支援計画の策定、② 地域たすけあい会議の開催、③ 関係機関とのネットワークづくりの推進
- (3) 地域福祉の実現 8
  - ① 地域福祉計画の推進、② 社会福祉協議会活動との連携、③ 民生委員との協働、④ 世代間交流と福祉意識の高揚
- (4) 医療との連携強化 9
  - ① 医療ニーズに対応した介護サービスの充実、② 医療と介護のネットワークの構築、
  - ③ かかりつけ医と介護支援専門員との連携
- (5) 権利擁護の取り組みの充実 10
  - ① 権利擁護相談・支援の充実、② 成年後見制度の利用促進、③ 市民後見人の養成に向けた検討、
  - ④ 日常生活自立支援事業の利用支援
- (6) 高齢者虐待防止への取り組み 10
  - ① 虐待予防の普及啓発、② 虐待対応力の向上、③ 虐待防止ネットワークの構築、
  - ④ 施設従事者等による虐待防止に向けた取り組み

## 【施策4】 安心生活環境充実プラン(23事業)

- (1) ひとり暮らし高齢者等への支援 12
  - ① 高齢者社会参加促進事業、② 安心連絡メモの普及、③ 高齢者のみの世帯への支援、④ 孤独死ゼロ運動の推進
- (2) 在宅生活支援及び介護者支援 12
  - ① 在宅福祉サービス(市独自サービス)、② 特別給付(短期入所サービス費)、③ 低所得者等への支援
  - ④ 介護者支援の充実
- (3) 買い物困難者等への支援 13
  - ① 買い物困難者等の実態把握、② 移動手段の確保による支援策、③ 宅配や移動販売による支援策
- (4) 災害時支援体制の整備 14
  - ① 地域主体の災害時避難支援体制づくりの推進、② 地域の防災活動の強化、③ 福祉避難所の整備に向けた検討
- (5) 消費者保護・交通安全対策の推進 14
  - ① 消費者保護の推進、② 交通安全対策の推進
- (6) 高齢者の住まいの確保と住環境の整備 15
  - ① 市営住宅のバリアフリー化、② 高齢者福祉施設の確保、③ サービス付き高齢者向け住宅の普及
  - ④ 質の高い有料老人ホームの確保、⑤ 高齢者の住宅のバリアフリー化、⑥ 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業の導入 16
  - ① 導入に向けた検討

## 【施策5】 認知症高齢者の安心生活支援プラン(12事業)

- |  |    |
|--|----|
| (1)認知機能低下抑制事業の充実                                     | 17 |
| ①ひらめきウォーキング教室の推進、②高崎ひらめき市歌体操の普及啓発                    |    |
| (2)早期発見と相談対応体制の充実                                    | 17 |
| ①認知症サポート医・かかりつけ医との連携、②認知症疾患医療センターとの連携、③地域支援推進員の配置    |    |
| ④家族への支援、⑤若年性認知症に対する理解の促進                             |    |
| (3)地域による見守り支援体制の充実                                   | 17 |
| ①認知症サポーターの養成、②みまもり・あんしん認知症ガイドブックの活用、③見守り・安心ネットワークの充実 |    |
| ④オレンジボランティアの養成、⑤認知症にやさしいまちづくり推進協議会                   |    |

## 【施策6】 介護給付適正化等推進プラン(17事業)

- |  |    |
|--|----|
| (1)広報・情報提供の充実                                    | 19 |
| ①制度に関する広報活動の充実、②介護サービスに関する情報の提供                  |    |
| (2)介護給付の適正化の充実強化                                 | 19 |
| ①介護給付適正化計画の推進、②要介護認定の適正化、③ケアプランの点検強化、④住宅改修等の点検強化 |    |
| ⑤給付実績の点検強化、⑥介護保険給付費明細書の送付                        |    |
| (3)事業者支援・指導體制の充実                                 | 20 |
| ①地域密着型サービス事業所の指定、②施設・居宅サービス事業所の指定、               |    |
| ③介護サービス事業者等への指導監査                                |    |
| (4)介護サービスの質の向上                                   | 21 |
| ①運営推進会議への取り組み、②介護相談員の派遣、③事故報告の徹底、                |    |
| ④介護支援専門員・介護職員の質の向上、⑤介護職員の人材確保、⑥苦情等解決体制の充実        |    |

## 【施策7】 特別養護老人ホーム等施設整備プラン(5事業)

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| (1)特別養護老人ホーム等の施設整備計画                | 23 |
| ①介護保険3施設等の整備計画、②認知症高齢者グループホーム、③特定施設 |    |
| (2)施設整備等に伴う目標設定                     | 23 |
| ①重度者における施設入所の推進、②介護保険施設等のユニット化の推進   |    |

## 『高崎市高齢者安心プラン』事業評価シート 項目説明及び記入事項

ア)		イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	
＜施策の中柱の見出し＞		事業目標	平成24年度事業実施 内容・実績(目標達成 率%)	評価 (A～ D)	評価コメン ト(課題 等)	今後の計画(今後の方針)	
						平成25年度	平成26年度
＜事業 通し番号 >	＜プラン 掲載 頁＞	＜事業名＞					

- ア) 上段( )番号は＜施策の中柱の見出し＞。下段の左の数字は高齢者安心プランに掲載している102事業の＜事業通し番号＞・高齢者安心プラン＜掲載ページ＞・○番号は＜事業名＞。
- イ) 高齢者安心プランに掲載されている事業の3年間の目標。(計画書の四角い枠のなかに記載されているもの)  
※目標を達成に向け事業を推進。
- ウ) 平成24年度に上記イ)の目標を達成するために実施した事業の内容や実績値等。  
( )内は平成24年度終了時点の目標達成率。(目標達成率の記載が困難な場合は記載なし)
- エ) 平成24年度の事業実施内容についての評価:次のA～Dにより記入。…(事業担当課による自己評価)  
**A : 計画どおり進めている。**  
**B : 計画に沿って進めているが、多少課題がある。**  
**C : 計画どおり事業を進めているが、課題が多く事業を進めることが困難な状況である。**  
**D : 未実施**
- オ) エ)欄の評価とした具体的な理由(事業を推進するうえでの課題や未実施の理由等)…(事業担当課記入)
- カ) イ)の目標を達成していくための、今後の年度及び目標ごとに、目標とする具体的な数値あるいは方針  
…(事業担当課記入)

【施策1】 高齢者の生きがいづくり・社会参加促進プラン…9事業

(1)高齢者の社会参加への支援			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)				
							平成25年度	平成26年度			
1	P32	①長寿センターの多面的活用	ア) 気軽に利用できる魅力ある施設づくり	各長寿センターで、健康相談、介護予防教室、運動機能教室などを実施。(ア)20%、イ)20%、ウ)0%)	B	平成25年度当初に長寿センター利用に関するアンケートを実施することとした。	・長寿センター利用者アンケート結果を踏まえ、魅力ある施設づくりを目指す ・施設修繕費を確保する	・引き続き、魅力ある施設づくりを目指す。 ・施設修繕費を確保する。			
			イ) 介護予防の拠点としての機能拡充						直営長寿センターで、一般高齢者向けの教室開催に向けた検討を始めた。(具体的な実施には至らなかった)	直営長寿センターにおける一般高齢者向け教室の実施。	指定管理長寿センターにおいても一般高齢者向け教室を実施する。
			ウ) 世代間交流交流の場など地域に開かれた施設づくりに取り組む						現行の長寿センターの機能の充実を優先させてきたため、世代間交流といった視点からの検討は行わなかった。	上記①・②の目標を優先しながら、世代間交流を視野に入れた事業を検討する。	
2	P33	②生涯学習・文化・スポーツ活動の支援	・生涯学習・文化・スポーツなど、高齢者のニーズを幅広く取り入れたメニューづくりに取り組む。	・社会大学受講者 59名 ・社会大学院受講者 33名 (80%)	B	高齢者福祉部門で社会大学・大学院(教養講座)のメニューを充実させていくことには限界がある。	社会大学は、シルバーセンターの指定管理業務の一環で実施しているが、「教養」の面を充実させることには限界がある。市民の4人に1人が高齢者となることから、市民の「教養」の場の充実という視点で、「社会大学」のあり方についての見直しが必要である。				
				【文化課】 ・60歳以上の出演者を市民から公募した市民演劇の開催(出演者23人、観覧者523人)。					A	今回で3回目となるが、会場となる箕郷文化会館が満席となり、立見席も完売となった。	広報等により出演者を募集し、地域に根ざした手作りの住民参加型演劇として継続して開催したい。
				【スポーツ課】市民スポーツフェスティバルにおけるグラウンドゴルフやターゲットバードゴルフなどの高齢者向け種目の設置。グラウンドゴルフ場の設置。					B	単発のイベントではなく、高齢者が日常取り組めるスポーツとしての普及の促進が必要。	高齢者向けスポーツのニーズも多岐にわたっており、ニーズに合わせた施設整備や振興策を打ち出す必要がある。
		【中央公民館】各公民館で寿大学(セミナー)や高齢者向けの講座を開催している。なお、成人向けの講座でも高齢者の受講が大変多いのが現状である。	B	公民館での各講座の受講者は高齢者が多いため、安心して安全な生活が送れるよう関係機関と連携した講座を考えていく必要がある。	継続して行っていく必要がある。	継続して行っていく必要がある。					
3	P34	③長寿会活動への支援	ア) 長寿会の活性化に向けた長寿会の自らの取り組みに支援を行う。	①長寿会数 325(H23:337) ②会員数 19,953人(H23:21,024人) ③単位長寿会への補助額 18,922,000円(H23:19,658千円) ④長寿会連合会への補助額 30,569,500円(H23:30,174千円) (80%)	B	長寿会及び長寿会連合会に対する運営費補助は行っているが、会員数は減少傾向にある。	単位長寿会及び長寿会連合会の運営費補助を継続。				
			イ) 市への提出書類の簡易化	単位長寿会補助金申請書類のうちの実績報告書の簡易化済み。(100%)					A	平成23年度以降、可能な限り補助金申請書類の簡易化を図っている。	現行の提出様式で対応をお願いする。
			ウ) 長寿会会員が地域高齢者を支えるネットワークの一員として活動できるよう、働きかけを行う。	特別な働きかけは行わなかった。(0%)					D	地域内のネットワークが確立されていないため、働きかけまでには至らなかった。	地域包括ケアにおける長寿会の役割を提案する。
(2)高齢者のボランティア活動への参加支援			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)				
4	P35	①ボランティア情報の提供	・ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会と連携を図り、高齢者のボランティア活動に資する情報発信・提供に取り組む。	【地域行政課】 NPO法人やボランティア団体に加入したい、及び、市の事業にボランティアとして携わりたいというニーズについては必要な情報を幅広く、かつ迅速に提供できるよう努めた。 また、閲覧図書に、シニア世代向けボランティアの書籍を揃えることで、一般的な知識や心構えを知っていただくよう取り組んだ。 個人でボランティアに携わりたいという方には、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを紹介し、ボランティアへの多様なニーズに対応できる連携を築いた。	B	必要とされる情報を迅速に提供できるよう関係機関との連携をさらに深めたい。 また、市民公益活動促進センターをより活用していただくよう市民にPRし、ボランティア情報の収集と発信に努めていきたい。	社会福祉協議会と連携を図りながら、情報をより多く収集し、多様化するニーズに対応できるようにするとともに、市民公益活動促進センターの存在を強く市民に周知していく。				
				H24.10.25検討会開催 H24.12.12第2回介護運協に検討経過を報告(20%)					C	導入については、H23年度から検討を進めているが、既存無償ボランティアとの棲み分けや、ポイント評価をどうするか等の課題解決の糸口が見つからない状況。	他市の事例を参考にし、引き続き制度について調査を進める

(3)高齢者の就労への支援			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
6	P36	①シルバー人材センターの充実	・シルバー人材センターが、就業職種の拡大や会員数の増加とともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会の確保・提供ができるよう引き続き支援する。	シルバー人材センター補助 37,855千円 ※ちよこつと助け隊 209件(514時間) (80%)	B	元気高齢者の活動の場としてのシルバー人材センターの役割は大きい が、業務の需要と供給を充実させ、安定した運営ができるよう更なる工夫が必要である。	業務の安定受注につながるよう支援するほか、地域支え合いの受け皿として位置づけていく。	
7	P36	②就業相談の充実	・市内のハローワークや県シニア就業支援センターなどと連携を図り、相談体制を充実させる。	【産業政策課】週2日、就業相談員を配置し、厳しい雇用情勢に対応するため、訓練施設や支援制度について案内を行った。 60代、70代の相談件数 5件	B	報やホームページで周知を図っている。職業紹介が行えないため、相談者が限定されてしまう。	相談員配置日以外の相談に対しても、相談員につなぐことで、きめ細かな相談業務を行い、就業の機会が確保できるよう支援する。	
(4)敬老への取り組み			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
8	P37	①地域ごとの敬老事業への支援	・各地域で効果的に敬老事業が実施できるよう、各地域の取り組み事例を紹介するなどの情報提供を行う。	<敬老事業> 旧高崎地域 45,067,500円、倉淵地域 1,443,000円、箕郷地域 3,417,000円、群馬地域 5,797,500円、新町地域 2,757,000円、榛名地域4,962,000円、吉井地域 5,199,000円 <事例集作成>(70%)	B	地域から、敬老事業を実施することは負担である等のご意見をいただくこともあり、行政の押し付けという風に受け取られている部分がある。事業の利点を周知するため、事例集を作成。	地域づくりの一環として敬老事業を位置づけ、地域のつながりを強めていいただけるよう、引き続き支援を行う。	
9	P37	②敬老祝金	ア)市民全体で高齢者を敬い、長寿を祝い慶び合える社会を目指す。	100歳以上:201人、95歳:397人、90歳:1,047人、85歳:2,163人、80歳:3,192人 敬老祝金総額 84,477千円 (100%)	A	敬老祝金は直接お渡ししており、多くの高齢者状況を直接知る機会にもなっている。	現行どおり実施	
			イ)財政状況や他市の状況を踏まえ、見直しについて検討を行う。	(0%)	D	見直しに向けた検討は行わなかった。	他市の状況を調査する。	次期計画策定に向け、敬老祝金のあり方について検討する。

【施策2】 介護予防・自立支援推進プラン・・・12事業								
(1)介護予防事業対象者の把握		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
						平成25年度	平成26年度	
10	P38	①二次予防事業対象者の把握	ア)日常生活圏域ごとの課題を把握し、介護予防事業に反映させる。	「生活元気度チェック表」送付件数65,520件 回答件数53,840件(回答率 82.1%) 平成24年度は国規定の25問に加え、市の独自設問16問を加えて実施。	B	調査は大きな問題はなく実施でき、回答率も高かった。今後、日常生活圏域ごとの課題分析に向けて準備を進めていく。	平成24年度の結果を基に日常生活圏域ごとの課題分析を行なう。	引き続き課題分析と対応を行なう。
			イ)回答者に対し個人結果表を送付し、健康に対する意識を高める。	回答者全員(死亡者等を除く)に個人結果票を送付した。送付件数 53,796件 結果票に対する問い合わせや相談は比較的元気な人が多かったが、希望者や、支援が必要と思われる人には保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問し、助言・指導を行なった。	B	平成22年度の制度改正により医療機関等での受診から郵送による実施に変更され、初の結果票送付だった。一定の効果はあったと考えるが、よりわかりやすく、ためになる内容となるよう、同封するパンフレット等も含めて内容を工夫していく必要がある。	介護予防のために実施してほしい運動などの情報提供を行なう。 元氣な人へのアドバイスについても、回答した意味があったと思ってもらえるような内容を検討する。	平成25年度の結果を基に、さらに内容等を検討し、改善する。
			ウ)回答がない高齢者への訪問による再調査により、支援を要する高齢者を把握する。	平成24年度は未実施。平成25年度に向けて実施方法などを検討した。	D	平成24年度は未実施。平成25年度から実施するが、より効果的に実施できるように、対象者の選定方法などを検討する必要がある。(年齢、世帯状況、給与所得など)	平成25年度は市内の在宅介護支援センターに委託し、未回答者への訪問を実施する。	平成25年度の実施により表面化した課題等を集約し、再度実施方法を検討・改善した上で、引き続き実施する。
11	P39	②二次予防事業対象者への働きかけの強化	ア)二次予防対象者への訪問により、介護予防教室や高齢者サロンへの参加を促す。	いきいき運動教室・さわやか元気教室・ひらめきウォーキング教室の開催時に、必要に応じて(参加希望者が少ない場合など)委託先である在宅介護支援センター等に二次予防事業対象者の名簿を提供し、訪問による参加を促した。	B	教室の定員のこともあり、常に参加を促してはいない。	引き続き、必要に応じて参加を促す。	
			イ)高齢者サロンなどへの参加が困難な二次予防対象者については、「地域たすけあい会議」で関係者間で情報共有し、きめ細かな支援を行う。	・二次予防事業対象者のうち、7項目以上の該当者3,551人のうち、地域包括職員が2025人に対する訪問活動を行った。(57.0%)。 ・訪問時には、地域包括支援センターのリーフレットを手渡し、何か困ったことがあれば相談するよう周知している。 ・その中でリスクの高い高齢者(47人)には定期的な呼びかけを行っている。	B	訪問時、地域のサロンや予防教室への参加を促したが、実際の参加するようになってきたのは評価できていない。	引き続き、二次予防事業対象者への訪問活動を通じ、町内サロンや市の運動教室、介護予防拠点として活用している長寿センター(元気づくりステーション)への参加を促していく。	
				・たすけあい会議等で閉じこもりがちな高齢者に関する情報を収集し、サロン等への参加を促していく必要がある方へは、民生委員さんと一緒に訪問活動を実施。	B	呼びかけても参加に結びつかないことが課題となっている。	地域包括職員が民生委員と連携し、定期的な訪問を行うことで信頼関係を構築しながら、サロン等への呼びかけを継続していく。	
(2)介護予防事業の強化		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
12	P39	①いきいき運動教室(運動器機能向上)	ア)行政等が対象者宅へ直接訪問し、参加を促す。	開催箇所27ヶ所(送迎あり15ヶ所、送迎なし12ヶ所) 参加者数(実)617人(延)7164人 自主グループへの移行6ヶ所 平成24年度より運動の習慣化を図るため、新たに運動ノートを作成して実施した。在宅介護支援センター職員による訪問活動でも参加者を募った。 教室終了後も自主グループ等に移行して活動ができるように、教室開始当初より、参加者同士の交流を図るとともに、継続的・段階的に自主グループ化への声かけを行った。	A	教室開始当初から、終了後も地域で運動が続けられるように働きかけたことで、参加者が自主グループ化を意識し、検討できるように実施できた。今後は、自主グループを支援していけるようなボランティアの育成(介護予防サポーターの養成および支援など)も併せて行いながら、地域で継続的に運動が続けられるよう進めていく必要がある。	年度当初時点での開催予定は27ヶ所。 教室終了後も運動が継続できるよう、引き続き自主グループ化を支援するとともに、 ①元気づくりステーションの周知 ②教室終了後の継続ノートの活用を併せて行う。	地域で運動が続けられるような機会づくりを引き続き実施する。
			イ)教室終了後も地域で運動が続けられるような機会づくりを行います。					
13	P40	②さわやか元気教室(閉じこもり予防)	高齢者サロンがない地域を中心に教室を開催するとともに、教室終了後は高齢者サロンへの移行支援を行う。	開催箇所6ヶ所 参加者数(実)108人(延)814 うち、サロンへの移行5ヶ所 さわやか元気教室はサロンへの移行支援を主目的の1つとしている。地域のサロンが年々増加し、開催希望地域が減っているため、教室開催数は減少傾向にある。	B	地域からの開催希望の減少に加え、介護予防サポーターの高齢化や人数不足、サロンが開催できる場所が無い等の理由により教室開催が難しい、あるいはサロンへの移行ができないケースも増えている。	現在サロンが無い町内会を洗い出し、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会等と連携しながら対策を検討する。	引き続き対策を検討し、対応する。
14	P40	③口腔機能向上・栄養改善	より多くの高齢者に「口腔」や「栄養」相談や支援が行えるよう取り組む。	・訪問件数 栄養:(実)110人(延)205人 口腔:(実)82人(延)157人 ・介護予防講演会 13ヶ所、参加者589人 長寿センター(佐野・穴野・片岡・京ヶ島・八幡・中川・岩鼻・箕輪城・群馬・新町) 保健センター(榛倉倉瀬・吉井) シルバーセンター	B	「複合型訪問」の実施方法や効果に関する調査を行い、平成25年度から実施することとした。また、平成25年度から実施する「元気づくりステーション」の中で、口腔・栄養の要素を取り入れることを検討した。	・複合型訪問の実施 ・元気づくりステーションの中で口腔や栄養に関する講話を実施 ・介護予防講演会を保健センター等で実施	平成25年度の内容を基に再度検討し、改善・実施する。

(2)介護予防事業の強化(続)			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
15	P41	④地域ぐるみの介護予防事業の推進	<p>長寿センターなどを拠点とし、地域ぐるみで自発的に介護予防に取り組めるよう支援する。</p>	<p>①簡単な体操をきっかけに、楽しく健康づくりを目指す集いの場 ②二次予防事業参加後の対象者が運動を継続できる場 ③介護予防の考え方を伝達する場 ④介護予防サポーター等のボランティアが地域で活動する場 ⑤地域における介護予防の拠点としての周知</p> <p>等の目標を達成できる仕組みづくりを検討した。</p>	B	<p>左記①～⑤を提供する場として、「元気づくりステーション」を平成25年度より実施する。 なお、②については以前より、いきいき運動教室やさわやか元気教室等の終了後に、運動が継続できる場が不足していることが課題となっていた。そのため、教室終了後に自主グループに移行できなかった場合の地域での継続の場としても位置づけた。 今後に向けて、長寿センターに限らず、サロン等の既存の地域拠点の連携・活用・支援等についても検討する必要がある。</p>	<p>介護予防の拠点として位置づけられた長寿センター等9箇所での「元気づくりステーション」を実施する。サロンや介護予防サポーター事業等の他事業と連携しながら、今後の拠点の活用方法等を検討する。</p>	<p>平成25年度の内容を基に再度検討し、ステーションの拡大等も視野に入れて改善・実施する。</p>
(3)介護予防サポーターの養成と活動支援			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
16	P41	①介護予防サポーターの養成	<p>ア)サポーターの数が少ない地域に養成講座の周知を強化する。</p>	<p>受講者数 初級106人・中級93人・上級47人 登録者数 539人(25年3月現在、休止74人含む)</p> <p>介護予防サポーターの人数や男性が少ない圏域に個人通知を行った。</p>	B	<p>人数が増えた圏域で顔合わせがあり、サロンの協力につながった。しかし、まだ人数や男性が少ない圏域がある。 また、②の活動支援における情報交換や、拠点での周知強化を実施していく必要がある。</p>	<p>引き続き個人通知、周知を強化する。</p>	
			<p>イ)フォローアップ研修の参加率を高めるため、地域ごとに研修を行う。</p>	<p>研修が遠方のために参加しづらい介護予防サポーターに配慮し、同じ内容の研修を市内3会場に分散して実施した。</p>	B	<p>延参加人数は平成23年度と大きな変化がなかったが、単年度では評価できないため、継続実施する。</p>	<p>会場および研修の内容をその都度検討して実施する。</p>	
17	P42	②介護予防サポーターの活動支援(拠点整備)	<p>ア)介護予防サポーターが地域で活動できるよう、日常生活圏域ごとに活動拠点を整備する。</p>	<p>日常生活圏域15圏域の介護予防拠点として、市役所・総合福祉センター・長寿センター・各支所を挙げ、活動のための物品を整備した。地域のサロン等や介護予防事業で使用している。</p>	B	<p>1圏域および支所地域は市役所・各支所が拠点となっているが、サポーターの自発的な情報交換等が実施可能か検証する必要がある。</p>	<p>元気づくりステーション等の他事業との関連も考慮し、拠点となる施設の変更が必要か再検討する。</p>	
			<p>イ)拠点を中心に、介護予防サポーター同士の情報交換等が行えるよう支援する。</p>	<p>介護予防フェスティバルのボランティア参加の役割分担や、活動展示の作成を介護予防サポーターが圏域ごとに行った。圏域によっては、その話し合いのために自主的に拠点で会議を行った。 また、フォローアップ研修や介護予防事業により、介護予防サポーターの自発的な介護予防活動(サロン含む)を支援・啓蒙した。その他、周知・連携を図るために、介護予防サポーター・区長・民生委員に介護予防サポーター名簿・たより等を配布した。 なお、平成23年度アンケートの結果、自主活動を行っている人は231人、自主活動を行っている場所は131箇所だった。</p>	B	<p>地域の活動のための情報交換が十分に行えていない。 ①介護予防サポーターの拠点等での情報交換 ②拠点等における地域の人たちへの周知活動(フェスティバルで作成した模造紙の掲示など)により、地域の介護予防実践者が増えるような取り組みを行う必要がある。</p>	<p>介護予防サポーターが拠点で地域の活動のための情報交換を行えるよう支援する。具体的には、①当初は情報交換会の日程等を設定する ②フェスティバルの準備を基に働きかける。 などにより、情報交換会や活動展示などを拠点で実施する。</p>	<p>自発的に介護予防サポーターが情報交換を行えるよう後方支援する。</p>
			<p>ウ)介護予防サポーターの自主的な地域活動を支援する。</p>					



(4)高齢者サロンへの支援			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
18	P42	①高齢者サロンへの講師派遣	・高齢者サロンの意向に沿える体制整備と講座内容の充実を図る。	サロン数:251ヶ所 講師派遣数 運動:175回 口腔:108回 栄養:115回 認知症とうつ:136回	B	サロン数の増加に伴う講師の確保や、地域包括支援センターとの連携を密に行い、引き続き講師派遣ができるよう体制を整備する必要がある。 (特に運動と認知症・うつに関しては講師不足が大きな課題となっている)	地域包括支援センターとの連携と、講師を確保するために在宅介護支援センターを運営する法人のOT・PTに協力依頼し、体制を整えていくとともに、講師派遣のあり方について検討する。 なお、平成25年度は在宅介護支援センターは2ヶ所に依頼。	地域包括支援センターとの連携と、講師を確保するために在宅介護支援センターを運営する法人のOT・PTに協力依頼し、体制を整えていく。 平成25年度の検討結果により、必要な改善を実施する。
19	P43	②活動運営費への支援	・すべての町内会にサロンが設置されるよう、また、サロン開催回数が増加につながるよう、運営費に対する市からの助成を検討する。	助成に向け、関係部署に説明を行った。 (50%)	C	平成23年度・24年度と2年越して関係部署へ説明理解を求め、漸く平成25年度から助成できることになった。	新規助成開始	助成を継続
20	P43	③運営者への支援	ア) サロン運営者を対象とした研修会開催等によりサロン活動への支援を行う。	3回 482人(同じ内容を3日間実施) 講義:生活の中での介護予防 実技:レベル別レクリエーション	A	研修会はサロン運営者の関心が高く、すぐに実践で役立つ内容を検討して実施し、好評だった。サロン運営者からの要望や介護予防として伝えていきたい内容を検討し、引き続き実施していく。	研修会においてアンケートを実施し、要望を吸い上げて内容を検討する。	
			イ) 高齢者サロンがない町内にサロンが設置されるよう、関係者への働きかけを行う。	サロンへの移行を目的に実施しているさわやか元気教室を通して、地域へ働きかけた。	B	サロンを支援していけるようなボランティアの不足や、開催できる会場の不足が課題となっている。	地域へ働きかけていくとともに、ボランティアの育成を行う。	
			ウ) 介護予防サポーターがサロン活動に積極的に取り組めるようにする。	「施策2(3)②介護予防サポーターの活動支援(拠点整備)のウ)」に記載のとおり。	B	介護予防サポーターが実際に活動を始める際には、地域住民の理解や共助が必要不可欠であるため、今後も継続実施するとともに、さらなる周知が必要である。 なお、市が主導で活動を始めた場合は強制的なものとなってしまう事例が(他市町村含め)多く報告されていることから、後方支援を中心とする必要があることに留意する。	引き続き名簿等の配布を行うとともに、たすけあい会議等、地域における周知強化を検討・実施する。	
21	P44	④常設型高齢者サロンに向けた取り組み	・常設型高齢者サロンのあり方について介護保険運営協議会などで検討する。	検討を行わなかった。 (0%)	D	高齢者の居場所として、常設型サロンの必要性もあるが、既存のふれあい・いきいきサロンとの棲み分けや、財政的な面も含めた持続可能な支援方法などについて検討していく。	他市の状況を調査する。	常設型高齢者サロン(=高齢者の居場所)のあり方について、介護保険運営協議会で検討する。

【施策3】 地域包括ケア体制推進プラン・・・24事業

(1)地域包括支援センターの機能強化		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
						平成25年度	平成26年度
22	P45	①地域包括支援センターの広報活動の強化	ア)「地域包括支援センター便り」の発行に向けた検討をする。	未実施	D	・必要性は感じているものの、検討を行うことができなかった。	・上半期に内容やレイアウトの検討を行う(他市事例も参照)。 ・年3回発行を目指す
			イ)高齢者が日常的に立ち寄る場所への訪問活動を通じ、地域包括支援センターを広報し、高齢者の情報提供などを求めている。	・医療機関(もの忘れ相談医:83カ所)の窓口に地域包括の周知チラシを配布。 ・地域包括職員がサロン(21カ所)に参加し、サロン運営者や参加者に対する周知活動を実施。	B	・高齢者と日常的に関わる店舗等への周知をどのように行っていくのか。 ・また、町内のキーパーソンである町内会長(区長)への浸透が課題となっている。	・コンビニやスーパー、郵便局、金融機関等を地域包括職員が定期的に訪問を行い、これらの事業者と顔と顔が見える関係を構築していく。 ・小学校区の区長定例会に参加し、地域包括のPRを行う。
			ウ)地域包括支援センターや日常生活圏域について、親しみやすい名称を検討する。	(地域包括名称) 地域包括支援センター運営協議会において「地域包括支援センターの名称について」検討を実施。今後も継続的に協議を行うことになった。 (圏域名称) 検討を行っていない。	C	・地域包括の名称がようやく認知されてきたため、時期尚早ではないかという意見があった。 ・圏域名が数字であることのみならず、また、圏域内の地域名が混在するため、ひとつにしぼる難しさがある。	・他市等の状況も調査しながら地域包括や圏域名称を検討していく。 ・検討にあたっては、地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会で提案を行っていく。 ・名称変更の時期としては、6期策定時が望ましい?
23	P46	②社会資源の把握機能の強化	・日常生活圏域ごとに「社会資源マップ・リスト」づくりに取り組む。	・23年度に作成した地区診断シートを継続利用。 その他、8つの圏域で、店舗やバス停、買い物支援のためのマップ作りを行った。	C	・作成した地区診断シートの加除がでない。 ・圏域内の社会資源の把握だけでなく、これらの社会資源との関わりなどの経過(記録)を取っていく必要がある(担当者が変わっても地域との関わりを継続していけるような様式が必要)。	・作成した地区診断シート(社会資源リスト)の更新を行うとともに、圏域でマップづくりに取り組む。 ・社会資源との関わりなどの経過を記録していく(担当者が変わっても地域との関わりを継続できるような様式の作成@地域アセスメント様式)。
24	P46	③高齢者ニーズの把握機能の強化	ア)潜在的な高齢者ニーズの把握に努める。	民生委員との地域たすけあい会議・在宅介護支援センターとの連携会議を、圏域ごとに実施することで、支援が必要な高齢者の早期発見と早期介入に結び付けている。	B	支援が必要な高齢者が潜在的にいることを常に意識しながら実態把握を行っていく必要がある(漏れない把握と漏れない支援)。	引き続き、地域たすけあい会議を通じた民生委員との連携や在宅介護支援センターとの連携会議を通じて情報収集を通じ、二次予防事業対象者への訪問活動など、地域からの情報収集個別の情報把握をあわせていく。
			イ)地域包括支援センターの夜間、土日祝日の緊急時の連絡体制の整理・周知を図る。	夜間、土日休日の緊急時の地域包括支援センターへの連絡体制の整備及び、在宅介護支援センターへ休日夜間の緊急時の対応について委託を実施。	B	宿直経由で警察や民生委員等からの要請に対応することが増えている。	たすけあい会議等を通じて、緊急時の連絡方法等について民生委員へ周知を継続する。
			ウ)地域包括支援センターの拠点のあり方について検討する。	未実施	D	拠点を増やすことで、職員が分散することによるデメリットや在支との棲み分けなど検討が必要。	他市等の事例も踏まえながら、拠点のあり方について検討していく(在支のあり方も併せて検討)。
25	P47	④地域における調整機能の強化	ア)地域包括支援センター職員の地域の調整機能を高める研修の機会を確保する。	地域包括職員向けの研修実施 テーマ「地域包括ケアの実現に向けて」 講師:高崎健康福祉大学 金井敏教授	B	地域アプローチ・コーディネートの必要性は理解しているものの、そのための方法論が確立できずにいる。	今後も継続して、研修機会を確保し、方法論を確立するためのワーキンググループを立ち上げ実践していく。
			イ)地域福祉活動を業務とする社会福祉協議会との連携を強化する。	たすけあい会議に社協職員(圏域担当)が参加。	C	地域福祉の視点を持っていない。	25年度より、社協職員(社会福祉士)の地域包括への出向が実現したため、CSWの視点を浸透させていく。
26	P47	⑤在宅介護支援センターとの適切な連携	ア)在宅介護支援センターへの委託内容を見直し、その役割や業務内容を明確にする。	在支との連携を強化するため、24年度から、圏域ごとの「在支連携会議」を月1回実施することで、情報交換・共有を図り、包括と在支の役割や業務内容を明確化した。	A	在支の訪問活動でキャッチした情報がスムーズに地域包括につながるようになった(実態把握の強化)。	継続して「在支連絡会議」を開催することで、地域ニーズの把握に努め、早期発見、早期支援につなげていく。
			イ)在宅介護支援センターの業務を評価する仕組みづくりに取り組む。	在支間の実績の差を解消するため、委託業務実績を評価する仕組みへ転換した。	B	評価制度の導入の効果を注視していく。	実績を評価しながら仕組みの検討を行っていく。
			ウ)在宅介護支援センターの担当地区と日常生活圏域との不一致を解消する。	未実施	D	地域に根ざした相談・訪問活動に取り組んできた在宅介護支援センターにおいては、地域との信頼関係、地域への浸透もあり、担当地区の変更による影響を精査する必要がある。	在支の担当地区不均衡の是正に対する問題意識はあるものの、日常生活圏域の見直しとも一緒に考えていく必要がある。
27	P47	⑥地域包括支援センターの運営方法の検討	・地域包括支援センターの運営委託を含め、そのあり方について地域包括支援センター運営協議会で検討する。	平成25年度高崎市地域包括支援センター運営方針を作成し、地域包括支援センター運営方法の検討を重点的に取り組む事項とする。	B	地域包括支援センターの機能強化に向け、市直営のメリットデメリットを検証、また社会福祉法人への運営委託を含めた運営方法について検討が必要。	地域包括支援センター運営協議会で運営方針に運営方針について検討を行い、方向性を示す。

(2)地域との協働に向けた仕組みづくり			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
28	P48	①高齢者安心生活支援計画の策定	ア) 圏域ごとの高齢者ニーズ把握と地域におけるネットワークづくりを行う。	第1回群馬地域支えあい体制会議開催(12/6) 第2回群馬地域支えあい体制会議開催(3/7)(構成員) 区長会長、民生会長、警察、消防、在支、社協、支所市民福祉課、地域包括	B	群馬地域の高齢者課題の洗い出し、課題の共有化が図られ、地域全体のネットワークが構築されつつある。一方で、圏域単位では規模が大きすぎる？他圏域にどう上げられるかが課題。	群馬地域での開催効果や課題などの検証を行い、他圏域での必要性等についての検討を行う。圏域単位なのか、小学校区単位でのネットワーク化、課題共有なのか、たすけあい会議や地域ケア会議等との整理が必要。	
			イ) 地域課題解決に向けた支援方法を盛り込んだ「高齢者安心生活支援計画」を策定する。	群馬地域の地域ケア計画(高齢者安心生活支援計画)を策定。 1圏域(中央・東・南・城東・城南)と6圏域(寺尾・城山・乗附・片岡)において、地域たすけあい会議のメンバー(包括・在支・社協・民生)とともに、で各小学校区ごとの「地区支援計画」を策定し、目標に向かって取り組み評価まで行った。	B	群馬地域の同計画は、内容が多岐(地域包括の5つの視点)にわたり過ぎたため、検討の中で地区ごとに要援護者への支援会議の開催や高齢者の交通安全の取り組み等の目標を設定をした。一方、1圏域・6圏域で策定した地区支援計画は、メンバーに区長等は加わっていないものの、小学校区ごとにきめ細かい目標を設定し、取り組むことができた(孤立死予防・買い物支援等)。	前年度設定した目標を具体的に実施していく。モデル的に実施した群馬地域での圏域単位の計画と1圏域・6圏域での小学校区単位での計画、それぞれのメリット・デメリットの検証を行う。圏域ごとの方針づくり(地域包括の目標)と、地域の関係者と共有する小学校区ごとの計画策定が良い？身近な問題、独居(孤独死)や認知症高齢者の見守り、居場所づくり、災害時要援護者等を切り口に計画を作成していくことを検討する必要がある。(ケアプランの地域版のイメージ(小学校区単位)	圏域ごとの方針、小学校区ごとの支援計画を策定する。
			ウ) 計画策定後は定期的に評価を行い、課題については、関係機関に協力を求める。	未実施	D	・地域包括が把握している地域ニーズが集約されていない(方法がない)。	・②に基づき計画を策定し、評価(モニタリング)を行っていく。 ・地域課題については、小学校区一圏域ごとに集約を行ったうえで、市関係部署や関係機関へつないでいく(6期計画における政策形成)	
29	P48	②地域たすけあい会議の開催	ア) 地域たすけあい会議の事例や意見の分析を行い、地域包括ケアに繋げる。	地域たすけあい会議を、民生委員地区単位(35地区)を基本とし、市内全域で92回開催(1地区あたり2回程度)。【参加者:地域包括・在支・社協・民生委員】ただし、分析は未実施。	D	会議の報告書の作成・供覧にとどまり、各地域から市全体の課題として捉えるための分析ができていない。	これまで開催した内容の分析(課題の分類)を行い、各地域の課題を市全体としての課題と捉え、課題解決に向け検討を行っていく。また、必要に応じて関係部署への情報提供や働きかけを行っていく。	
			イ) 地域たすけあい会議の今後の方向性やあり方について検討する。	未実施	D	国が推進する地域ケア会議(個別ケース検討)と既存の地域たすけあい会議との役割の整理(内容や構成メンバー等)を行う必要がある。	地域ケア会議(個別ケース検討)と既存の地域たすけあい会議との役割の整理(内容や構成メンバー等)を行ったうえで、それぞれの会議から個別ニーズと地域ニーズの集約を行い、市の政策誘導につなげていく。	
30	P49	③関係機関とのネットワークづくりの推進	ア) 気になる高齢者の情報を地域包括支援センターに提供しやすくするよう、情報提供の目安を示したリーフレットを作成する。	未実施	D	23年度にモデル的に実施・検証を行ったが、地域包括の役割を誤解された部分(すぐに来なかったという苦情)があり、情報提供を受けた場合の対応方法に課題がある。	早期発見、早期支援につなげるために、商店・金融機関、配達事業者等との連携は必要不可欠。25年度から始まった、民間事業者(訪問系)との見守り協定(群馬県主導)による取り組みとの連携を行う。高齢者が立ち寄る商店や金融機関等への訪問活動(PR)活動を圏域単位で行っていく。	
			イ) 「運営推進会議」を活用し、介護事業所との連携を強化する。	地域密着型サービス運営推進会議に、地域包括職員の圏域担当者が参加(年間92回)。	C	会議内容が、行事報告等の事業所内の話題にとどまることが多く、地域連携という視点を持った議論が活発でない。	地域密着型サービス事業所が地域の介護拠点の役割が担えるように働きかけを検討していく。	
			ウ) 「地域ケア会議」において関係者や関係機関の協力を得られるよう、関係機関とのネットワークを強化する。	困難ケースの課題検討会議を多職種で開催。課題を地域関係者と共有し解決に向けて協議を行った。(24年度は5件程度)	C	開催する判断基準や方法、連携先等の明確化が必要。構成員としては、医療や介護事業者が中心であり、協力先として期待できる近隣住民や商店等との連携が課題。	平成25年度からは、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築の手法として「地域ケア会議」が位置付けられたことを踏まえ(努力義務化)、25年度に地域包括内にワーキンググループを立ち上げ、現在の開催状況の検証と開催基準、連携先、開催方法など、市としての開催方法等の整理を行い取り組みを行っていく。(地域ケア会議@機能) ○個別課題解決機能 ○ネットワーク構築機能 ○地域課題発見機能 ○地域づくり・資源開発機能 ○政策形成機能	

(3)地域福祉の実現			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
31	P51	①地域福祉計画の 推進	・地域包括ケアを推進するため、 地域福祉計画との調和を図る。	【社会福祉課】 社協と地域たすけあい会議との連携など、地 域福祉活動計画との調和が図られている。	B	地域たすけあい会議へ の社協の積極的参画や、 会議情報のさらなる共 有、活用が求められるの ではないか。	地域たすけあい 会議への社協の 積極的参画等	第2次地域福祉 計画に基づく、地 域たすけあい会 議の機能充実。
32	P51	②社会福祉協議会 活動との連携	ア)ひとり暮らし高齢者の生活支 援などにおいて、社会福祉協議会 との連携を強化する。	【社会福祉課】高齢者サロン活動の推進によ り、計画を上回るサロン数の開設を達成して いるなど、ひとり暮らし高齢者の支援は進ん でいるが、社協との連携が強化されているわ けではない。	B	高齢者サロン活動に対す る支援など、社協との連 携を図る必要があるの ではないか。	高齢者サロン活 動に対する支援 等	同左
			イ)地域包括ケアのネットワーク作 りにおいても、地域包括支援セン ターと連携を強化する。	地域たすけあい会議に社会福祉協議会の職 員が参加し、情報の共有を図っている。	C	社協職員に参加しても らっているが、現状では、 現場ニーズに対応した動 きにつながっていない。	25年度から社協が実施する予定の 「見守りを兼ねた買い物代行事業」 を通じ、社協との連携を強化してい く。また、同じく25年度に策定予定 の「地域福祉計画・地域福祉活動 計画」において、社協との連携強化 について検討を行っていく。	
			ウ)引き続き、社会福祉協議会へ の財政的な支援を行う。	【社会福祉課】 社会福祉協議会補助金 237,000,000円 (100%)	A	人件費分必要額は確保 できたが、他の経費につ いての増額分が認められ なかったため、次期は要 求額に近づけるようにす る。	引き続き、補助 金を交付する。	引き続き、補助 金に交付する。 必要額の増 額に対応できる ようにしてい く
33	P52	③民生委員との協働	ア)民生委員との連携を強化し、 支援を要する高齢者の早期発見 を行う。	地域たすけあい会議等で、地域の高齢者に 関する情報交換などを通じ、民生委員と顔が 見える関係を構築してきた(信頼関係づくり) また、民生委員が中心に行っているふれあい いききサロンに参加し地域包括支援セン ターの役割を説明し、支援が必要な高齢者の早 期発見を図っている。	B	民生委員の高齢者支援 に対する考え方には個人 差があり、引き続き早期 発見の体制づくりを検討 していく必要がある。	民生委員から地域包括へ連絡をも らいたい高齢者について、具体的 な事例を示していく。(情報提供し てもらふ目安の明確化)	
			イ)「地域たすけあい会議」を通じ、 民生委員への助言や支援を行 い、民生委員の負担軽減を図る。	地域たすけあい会議の92回開催し共有した 情報に基づいて、訪問等により状況確認を行 い、地域包括支援センターや在宅介護支援セ ンターの職員による見守りを実施。	B	地域たすけあい会議での 関わりから、普段の連携 に繋げていく。会議以外 での質問や相談も増加傾 向にある。 同時に、民生委員と連携 が進めば進むほど、民生 委員活動の負担感が高 まっている話しをよく聞 く。	今後も継続して、地域たすけあい 会議等を通じ、民生委員との連携 を強化していく。また、現場からあ がってきている民生委員の負担や 活動内容や役割等の疑問や照会 などについては、関係機関につな げていくことで、負担軽減等につ いても問題提起を行っていく。	
			ウ)市からの情報提供のあり方や 地域組織との情報共有の仕組み づくりについて検討する。	【社会福祉課】 ・個人情報提供申請書(民生委員・児童委 員)により担当課から情報を提供した。 ・地区民生委員児童委員協議会会長会を年 12回実施。情報提供・情報共有を行った (80%)	A	毎月1回地区会長会議を 実施し市からの情報提供 を行った	地区会長会において情報提供及び 情報共有を推進する	
			エ)「オレンジボランティア」と民生 委員との連携協働方法について 検討する。	平成24年度より、ひとり暮らし高齢者基礎調 査時に住民基本台帳情報(氏名・年齢・住所) の提供を行った。	B	住基台帳の情報は、実態 としてのひとり暮らし高 齢者情報とは限らないた め、あくまでも参考資料 にとどまるものである。	参考資料としての 住基情報では あるが、新規対 象者が明確にな る情報とし、提供 する。	ひとり暮らし高 齢者実態調査にお いては、引き続き 住基情報を提供 する。
		オレンジボランティア会議に民生委員に参加 してもらい、オレンジボランティアとの顔合 わせや活動についての説明会を31箇所で実 施。 見守り活動の利用に際しては、民生委員にも カンファレンスに出席してもらっている。 【利用者9人】	【利用者9人】	B	民生委員にオレンジボラ ンティアの活動がある程 度周知された。	今後も継続して、地域包括職員 が、オレンジボランティアと民生委 員との間に立って連携が図られる よう調整を行っていく。また、民生 委員に対しては、オレンジボラン ティアの必要性について説明を継 続して行っていく。		

(3)地域福祉の実現(続)		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
						平成25年度	平成26年度	
34	P53	④世代間交流と福祉意識の高揚	ア)高齢者と子ども、子育て世代が交流できる仕組みづくりを検討します。	【子ども家庭課】子ども基金助成事業による子育て支援活動への助成対象として高齢者と子ども、子育て世代が交流できる活動の申請を想定。 (0%)	C	助成対象は団体等の自主的な活動が前提であるため、プランに見合った申請(活動)がなければ実績はない。	助成事業を継続して実施するが、世代間交流等を前提とした見直し等を行う予定はない。	
			イ)学生と高齢者の交流や学生による高齢者支援の仕組みづくりについて検討する。	【社会福祉課】総合福祉センター内で、シルバー、障害者、児童各センターの利用者交流事業を実施(80%)	B	児童と親はセットでの参加となるが多く、親の予定に出欠状況が左右されることが多い。	引き続き、交流事業の実施及び強化を図っていく。	
			ウ)広報活動、市主催行事、学校教育を通じ、引き続き福祉意識や人権意識の高揚に向け取り組む。	【建築住宅課】多世代交流による高齢者支援策としての多機能型住居整備事業について検討会を実施し、その結果を基に事業者募集要項をまとめた。また、事業者募集に係るプロポーザルを実施し、事業予定者を選定した。 (100%)	A	事業内容の協議に際し、様々な関係法令との適合を判断する必要があるため、引き続き関連部署と連携して事業を進める必要がある。	事業予定者と協議して事業内容を決定し、基本協定及び一般定期借地権設定契約を締結する。	事業者が多機能型住居の実施設計を行い、建設工事に着手する。
				【社会福祉課】たかさき市民福祉大会を開催し、成年後見落語講演を行った(80%)	A	成年後見制度について落語で講演することにより、幅広い世代にわかりやすく広報活動を行った	引き続き、福祉意識の高揚を目指す	
				【人権男女共同参画課】高齢者の人権を含めた人権課題に対する人権意識の高揚を図るため、人権を考える市民の集いや街頭での人権啓発活動などを実施した。	B	人権意識については、それぞれの心の中のものであり、活動の効果が表れにくい。このため継続的に粘り強い人権啓発活動の実施が必要である。	人権意識の高揚を図るため人権講演会や街頭での人権啓発活動の実施を図る。	
				【社会教育課】人権尊重都市宣言に基づいた「心豊かな地域づくりのための懇談会」を市内全域の44公民館において実施し2505人の参加があった。公民館独自の人権教育推進講座は44公民館で1724人の参加があった。	B	すべての公民館において実施することができた。参加者の年齢に偏りがあるので、各年代からの参加が望まれる	継続してすべての公民館での開催をするとともに参加者の増加を図る。	
	【学校教育課】やるベンチャーウィーク(中学校)・介護等の福祉活動を体験 397名・小学校では地域のお年寄りから、昔の遊びを教えてもらったり、様々な経験談を聞いたりして、高齢者と触れ合いを行っている。	A	高齢者とのふれあいや福祉活動を計画的に実施する中で高齢者に対する尊敬と感謝の心を育ててきている。	高齢社会に関する理解を体験活動など、マネジメントサイクルにより改善を図り、高齢者に対する尊敬や感謝の心を高めていく。	体験活動を通して高齢社会に関する理解を高めるなど、福祉意識の高揚を図っていく。			
(4)医療との連携強化		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
						平成25年度	平成26年度	
35	P54	①医療ニーズに対応した介護サービスの充実	ア)医療ニーズの高い在宅の要介護高齢者へは、「通所リハビリテーション」や「訪問看護」の利用促進に努めます。	在宅での医療連携のあり方についての研修を実施(H24.10.19)参加者:地域包括・在宅職員 テーマ:「最期まで目一杯生きる」 講師:緩和ケア診療所いっぽ(萬田医師)	C	医療的ケアに関する知識の不足しているケアマネが多く、医療系サービスの導入に課題がある	地域包括が主催しているケアマネ研修会や介護保険課が実施しているケアプランチェック等、様々な機会を通じ、医療系の介護サービスの促進を図っていく。	
			イ)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合サービス」の整備に向け、介護サービス事業所などへの働きかけを行う。	両サービスについては、平成24年度中の開設は出来なかったものの、すでに複数の事業者からの意向により、開設に向けての相談及び図面確認を行っている。(目標達成率0%)	B	両サービスともに、平成25年度中の開設を予定している。	引き続き、両サービスともに、地域住民のための事業所となるよう指導していく。	
36	P54	②医療と介護のネットワークの構築	ア)医療と介護のネットワークづくりに努める。	MSW(医療ソーシャルワーカー)との勉強会を主催(H25.3.16)参加者:MSW15人(11施設)、地域包括17人 (内容)入退院時の情報共有や困難ケースの早期対応についてを検討	C	勉強会をきっかけにケースの相談がしやすくなったが、情報共有が必要なケースの認識に差がある。今後は、地域包括だけでなく、居宅ケアマネにもMSWとの勉強に参加してもらう必要がある。	勉強会を意見・情報交換会に発展させ、開催回数も年2回程度に増やしていく。 居宅ケアマネにも参加してもらえるよう働きかける。 勉強会で出された意見や課題等を関係者間で共有し、課題解決に向けて共同で取り組んでいく。	
			イ)地域包括支援センターが中心となり、医師会、医療ソーシャルワーカー、訪問看護事業所、介護支援専門員などで構成する医療・介護連携検討会議を実施する。	未実施	D	24年度は民生・在支等との地域連携に軸足を置いてきたが、25年度以降は、医療連携の強化に主軸をうつしていく。	25年度にワーキンググループを立ち上げ、具体的な構成員や審議内容等の検討を行い、検討会議のあり方を明確にする。	年度内の開催で調整
37	P55	③かかりつけ医と介護支援専門員との連携	・医療と介護の情報交換を行うための定期的な連絡調整会議の開催や情報共有を円滑に行うための仕組みづくりを行う。	未実施	D	医療的ケアに関する知識が十分でないケアマネの多くは、かかりつけ医とは連携をとりにくいと感じている。	市内のケアマネ・かかりつけ医にアンケート調査等を実施し、連携実態を明確にする(課題の洗い出し)。	アンケート調査結果等を踏まえ、医師会や医療・介護連携検討会議(仮称)において仕組みづくりを行う(連携ツール等)。

(5)権利擁護の取り組みの充実			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
38	P56	①権利擁護相談・支援の充実	ア)地域包括支援センターに相談できるよう、権利擁護についての普及啓発や相談体制の充実に取り組む。	・職員がサロン(約50カ所)に参加し、サロン運営者や参加者に対する周知活動(訪問型)を実施。 ・出前講座「大切な人権と財産を守るために～成年後見制度の活用～」を実施(3件)。	B	権利擁護について、より広く周知する方策を検討する必要がある。	訪問型の周知を継続していく。また、虐待、消費者被害(消費生活センターとも連携)、後見人制度等についてのリーフレットによる周知だけでなく、広報高崎等も活用することも検討していく。	
			イ)虐待等高齢者の権利侵害支援に取り組むため、地域ケア会議などのネットワーク体制を構築する。	地域たすけあい会議の中では、地域の個別困難事例等について、民生委員や在宅介護支援センターと課題解決に向けた協議・検討を行っている。	B	医療関係者や住民組織(区長や隣近所のキーパーソン)など多職種による連携を図っていく必要がある(構成員の拡充)。	25年度、ワーキンググループを立ち上げ、「地域ケア会議」のあり方や具体的な実施方法に関する整理を行い、多職種によるネットワークの構築を図っていく。	
39	P56	②成年後見制度の利用促進	ア)地域包括支援センターの相談支援体制の充実に取り組む。	地域包括の社会福祉士を中心に相談支援を行っている。(相談件数33件(H24))	C	社会福祉士だけでなく、他の専門職も後見制度に対する知識や理解を身に付けていく必要がある(対応力の平準化)	内部研修の実施により対応力の平準化を図る。また、利用促進を図るため、弁護士会や司法書士会(リガールサポート)、社会福祉士(ばあとなあ群馬)等との情報交換や意見交換を行っていく。	
			イ)制度周知のパンフレットの作成や広報高崎等の活用により普及啓発に取り組む。	周知啓発用パンフレット(8ページ)を作成(3,000部) (相談連絡先入:各地域包括支援センター)	C	パンフレットの活用方法の検討	作成したパンフレットを有効に活用していく(配布先) 広報高崎での制度周知を検討していく(市民後見人の取り組みと合わせていく)	
40	P57	③市民後見人の養成に向けた検討	・市民後見人の養成とその活用方法などについて検討を行う。	NPO法人に委託し、市民後見人養成講座を開催。約172人から申し込みがあり、最終的には30人が修了。	A	玉村町に続き県内2例目 次年度は、修了した市民後見人の活用方法の検討を行う。	市民後見人(市長申立案件)の活動支援のためのフォローアップ体制の構築(研修・相談支援)	
(6)高齢者虐待防止への取り組み			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
41	P57	④日常生活自立支援事業の利用支援	・社会福祉協議会と連携を図り利用促進に向けた広報周知活動を行う。	相談過程において、制度説明を行い、社会福祉協議会へつないでいる。	B	相談過程において利用周知・つなぎを行うことができている。一方、利用申請から利用開始までに時間を要することが課題となっている(利用待機者が多い)。	これまで通り相談過程において、制度利用に向けたつなぎ(情報提供)を行っていくとともに、社会福祉協議会と連携を図りながら周知を図っていく。 また、日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会とともに、後見制度の利用周知や相談支援体制のあり方等を検討していく。	
42	P58	①虐待予防の普及啓発	ア)虐待防止に向け、広報高崎などやパンフレット作成により普及啓発を図る。	地域包括の社会福祉士を中心に、介護事業者向けの虐待防止リーフレットを作成・配布。	C	次年度以降は、市民周知用のチラシ・ポスターを作成する必要がある。	介護事業者向け のチラシ、ポスターをベースに 市民向けのパンフレットを作成・ 配布していく(印刷業者仕様)。 認知症介護者支援の視点による 虐待予防の普及啓発に関する市民向けのセミナー(講演会)を実施する。	
			イ)家族などの介護負担を解消するため、地域包括支援センターによる相談支援体制を強化する。	虐待相談件数55件(H24) 認知症の人を支える家族のつどい(月1回) (参加者延べ:34人) 「認知症相談」認知症地域支援推進員(月1回) (相談受付:20人) 「もの忘れ相談」もの忘れ相談医師(12回) (相談受付:17人)	B	「つどい」や「相談」にこない介護者へのアプローチ方法を検討する必要がある。	アウトリーチ型の介護者支援(定期訪問)の方法を整理していく。(例えば、認知症の母親とそれを介護する息子世帯などハイリスクと思われる世帯への訪問等)	
43	P59	②虐待対応力の向上	・高齢者虐待対応マニュアルの運用の徹底のほか、各職員の虐待対応力や専門性の向上を図る。	H22に作成した虐待対応マニュアルに基づき特養への入所措置(分離)や市長申立てを実施。(特養への入所措置:3件) (市長申立て:2件) 県主催の虐待対応研修会(6月)に参加(6人) 地域包括の社会福祉士を中心に虐待対応事例集の作成に着手(25年度完成予定)	B	対応マニュアルの活用や対応事例の蓄積により、職員の対応力の均一化が図られつつある。	対応力の向上を図るため、対応事例の検証や蓄積を重ね、事例集として形に残していく。また、対応マニュアルの見直し(発生後からのフローチャート)も併せて実施していく。	
44	P59	③虐待防止ネットワークの構築	ア)地域包括支援センターを中心とした「虐待防止ネットワーク」の構築に向け取り組む。	地域包括支援センターと介護保険課(認定調査員による訪問時)との内部連携を実施し、虐待発生リスクがあると思われる世帯への訪問等による支援を実施。	B	本市で発生した虐待ケースの通報者の多くが介護事業者(ケアマネ・デイ)であることから、これらの事業者からの情報提供を求めていくことが必要。	早期発見につなげるための介護事業者(ケアマネ・デイ)への周知啓発。 虐待対応時における、警察(身体的虐待)や弁護士・司法書士・社会福祉士(経済的虐待)との連携の実践。	
			イ)関係機関向けの虐待対応マニュアル作成や研修会の開催により連携を図る。	榛名・倉敷地域において、介護事業所に対し、高齢者虐待(権利擁護)についての研修会を実施した。(参加者:デイ9人・GH2人、小規模3人、訪問8人、居宅ケアマネ10人)	C	24年度実績をもとに、次年度は全市に拡大していくことが必要。	介護事業者(主にケアマネ・デイ)向けの虐待対応マニュアル(早期発見のためのポイントや対応方法)の作成。 介護事業者向けの虐待対応マニュアルの周知啓発 研修会の開催(ケアマネ研修等で定期実施)	

(6)高齢者虐待防止への 取り組み(続)			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
45	P60	④施設従事者等による虐待防止に向けた取り組み	ア)相談・通報受付や事実確認調査、事業者への指導方法などの手順をまとめたマニュアルを作成する。	<p>【指導監査課】 指導監査課においては、苦情や事故等に対する調査及び監査と同様の手続きや手順のため、特に、身体拘束や虐待に対する対応手順や指導方法をまとめたマニュアルの作成は行っていないが、窓口や電話等での適正な聞き取りが行えるよう受付票を作成し、所管課にも配布した。 基本的には『高齢者虐待防止法』に基づき、関係機関(警察・医療機関・群馬県・地域包括等)と連携を図り、遺漏のない対応を図っている。 24年度目標達成率=100%</p>	A	相談や通報だけが虐待や身体拘束を示唆するものではなく、事故報告においても虐待の可能性を念頭に置いた客観的な対応が求められる。所管課(長寿社会課・介護保険課)との連携を図り、早急且つ的確な対応を図る必要性あり。	速やか且つ柔軟性のある臨機応変な対応が求められるため、杓子定規な対応となりがちなマニュアル重視の体制ではなく、引き続きネットワークのある調査・監査体制を図り、実施していく。	同左
				事実確認の調査方法等について、研究中。	D	事実確認の調査方法について研究する必要がある。	事実確認の手法研究	相談・通報の受付からのフローの確認
			イ)高齢者の人格を尊重したケアが行われるよう、施設事業者などに対する適切な運営指導に取り組む。	新規事業所説明会、実地指導などの機会を捉えて啓発活動を行った。	B	集団指導について検討	機会を捉えて指導	機会を捉えて指導
			ウ)施設における身体拘束の防止に向け、施設事業者への普及啓発を行う。	<p>【指導監査課】 定期的な実地指導の中で、実態を含めた身体拘束や虐待等の防止に向けた取り組み状況等の確認を行うとともに、意識啓発に向けた指導を図った。 (身体拘束関係指導=17か所) また、虐待の疑いのある苦情・事故等に対し、早急な調査及び監査を実施し、事実関係究明を行った。 (24年度虐待疑いの調査&amp;監査=3か所) 24年度目標達成率=90%</p>	B	身体拘束は比較的発見しやすいが、虐待については、認知症の有無等により利用者本人の証言の信憑性に大きく左右するため立証が極めて難しい。	地道に実地指導を通じて身体拘束や虐待の防止に向けた指導及び周知啓発を図る。	同左
		新規事業所説明会、実地指導などの機会を捉えて啓発活動を行った。	B	集団指導について検討	機会を捉えて啓発	機会を捉えて啓発		

【施策4】 安心生活環境充実プラン…23事業								
(1)ひとり暮らし高齢者等への支援		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
						平成25年度	平成26年度	
46	P61	①高齢者社会参加促進事業	・引き続き、一声かけ運動を行う民生委員への支援を行う。	一声かけ対象高齢者数 8,261人 助成額 15,509,800円 (100%)	A	民生委員による、閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者への声かけ活動により、地域における見守りを強化を図った。	引き続き支援を行う	
47	P62	②安心連絡メモの普及	・引き続き、「安心連絡メモ」の配布や普及活動に取り組む。	ひとり暮らし調査などの機会に民生委員さんに配布依頼。 (80%)	B	「安心連絡メモ」について、消防への周知が徹底していなかった事例があったため、再度依頼した。	引き続き、安心連絡メモの普及に取り組む。	
48	P63	③高齢者のみの世帯への支援	・高齢者のみの世帯を的確に把握する仕組みづくりを行う。	未実施	D	対象件数が13,000世帯(H22)あるため、優先順位付けを行っていく必要がある。	生活元気度チェック表から、訪問が必要と思われる世帯を抽出。	
49	P63	④孤独死ゼロ運動の推進	ア)警察などと連携を図り、孤独死の実態把握とその背景や原因分析を行う。	あんしん見守りシステムの導入(24年度3月末時点 258件)51.6%	A	申請件数の目標件数を達成可能なペースで推移しており、現状は概ね良好といえる。	対象者の条件などの見直しにより、設置件数の拡大を図る。	事業を継続し拡大していく。
			イ)地域住民のほか、新聞配達など民間事業者との提携による安否確認を組み合わせ、地域ぐるみの見守り体制を構築する。	城東地区で孤立死の発生状況について、民生委員や区長から聞き取りを実施。発生状況等を取りまとめ報告書を作成。	C	市内における孤独死の発生件数が正確にわからない。防止すべきは「孤立死」	警察との情報交換を継続しながらも、地域たすけあい会議等を通じて地域の「孤立死事例」の情報収集を全圏域で実施していく。また、収集した情報の分析(発生要因)を行い、防止策を検証する。	
			ウ)支援を拒否する高齢者など対応困難な場合は、地域包括支援センターの介入や専門機関を交えた「地域ケア会議」の開催により迅速な支援に取り組む。	群馬県が中心となり、ライフライン事業者が住民の異変を感じた際に市町村の担当部署に通報する体制をつくるため、事業者と協定締結。(50%)	C	高齢者だけでなく、障害者や生活困窮者を含め、ライフライン事業者への働きかけができた。	事業者からの通報に迅速に対応できる体制を確立する。	
				城東地区の孤独死の発生状況を取りまとめた報告書を民生委員や区長と共有し、地域ぐるみの見守り体制についての意見交換会を実施。	C	地域住民だけでなく、民間事業者(訪問・配達事業者)に協力を求めている必要がある。	平成25年4月、群馬県が民間事業者(生協、新聞配達、検針員等)と協定を結び、心配な高齢者の情報提供に協力してもらい「地域見守り支援事業」をベースとして、県やこれらの民間事業者と連携して取り組んでいく(情報提供があれば、地域包括職員が訪問実施)。	
(2)在宅生活支援及び介護者支援		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
						平成25年度	平成26年度	
50	P64	①在宅福祉サービス(市独自サービス)	ア)在宅福祉サービスに関する情報提供を充実させる。	訪問介護サービス(29人)、生きがい活動支援通所サービス(8人)、短期宿泊サービス(0人)、出張利美容サービス(144人)、布団乾燥消毒サービス(200人)、おむつ給付等サービス(2,127人)、はりきゅうマッサージ施術費用助成(実利用者数)、給食サービス(1,014人)、ちょこっと助け隊(209件)、やすらぎ電話相談(2523件)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き、適正化計画に基づいて在宅福祉サービスに関する情報提供を推進していく。	
			イ)地域包括ケア推進に向け、在宅福祉サービスの検証と今後のあり方について検討を行う。	検討を行うことができなかった。 (0%)	D	介護予防・日常生活支援総合事業と関連するものであるが、具体的な検討はできなかった。	他市の在宅福祉サービスを調査する。	介護予防・日常生活支援総合事業と合わせて検証を行う。
51	P68	②特別給付(短期入所サービス費)	・保険料負担の公平性の観点から、利用日数の見直しを行う。	利用者:要介護1(446人)、要介護2(1086人)、要介護3(678人)、要介護4(424人)、要介護5(283人)	A	利用日数の見直しを行い、給付の適正化に資することができた。	第5期事業計画に沿って、事業内容を検討していく。	
52	P68	③低所得者等への支援	・低所得者等への支援を継続する。	高額介護(予防)サービス助成(延38,513件)、居宅サービス利用者助成(259件)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き、低所得者への支援を継続していく。	



(2)在宅生活支援及び介護者支援(続)			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
53	P68	④介護者支援の充実	ア)認知症高齢者の家族のつどいを継続するほか、介護技術習得の教室や介護相談会を開催し、介護者同士の交流機会の場を提供する。	「認知症の人を支える家族のつどい」(月1回開催、平均3~4人/回)	B	認知症以外の家族を対象とした交流機会のニーズがどの程度見込まれるのかを把握する必要がある。認知症のつどいにおいては、参加者が限られているのが現状。	認知症の家族のつどいの参加状況や他市町村の取り組み状況等を踏まえながら、認知症以外の家族を対象とした交流機会のニーズの把握に努めていく。	
			イ)日常生活圏域ごとに、介護者が交流できる場を提供する。	「認知症の人を支える家族のつどい」(月1回開催、平均3~4人/回、参加実数34人) →会場は市役所本庁舎の1カ所	C	参加者へのアンケート調査では、半数以上が近くの公民館等での開催を希望しているが、近所での開催を望んでいない声も聞かれた。	近所での開催を望まない意見があることも踏まえ、本庁会場の1カ所で継続実施していく。	より多くの家族に参加してもらえるよう、モデル地区を設け、効果を検証していく。
			ウ)適正に在宅介護者の慰労するため、支給要件を見直す。	在宅介護慰労手当支給者数 (1,085人 42,750,000円)	B	県と協議した結果24年度と同様の措置となった。	引き続き支給要件について検討していく。	
(3)買い物困難者等への支援			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
54	P70	①買い物困難者等の実態把握	ア)支援を要する高齢者がどの地域にどれだけいるか、地域ごとに実態調査を行う。	・H24.8:長野地区の75才以上のひとり暮らし高齢者100人に対し、買い物支援にかかるアンケートを実施。 ・H25.3:民生委員さんに買い物代行対象者について調査依頼。(50%)	C	買い物は、近くにお店がないなどの環境だけでなく、親族とのつながりの有無など個人差があり、一律のアンケート調査では実態がつかみにくい。	地域包括支援センター・民生委員さんなどの日ごろの活動での情報収集に努める。	買い物に限らず生活全般の課題の把握に努める。(地域たすけあい会議などで、情報を提供していただきやすい環境を作る)
			イ)具体的には、二次予防対象者、要支援認定者、高齢者サロン参加者などへの聞き取りを行う。	平成24年度には、具体的な調査は実施していない(平成23年度にモデル的に一部サロンや要支援認定者等への聞き取り調査を実施。(0%))	D	平成24年度は未実施	地域包括支援センターを中心に、日ごろの活動のなかで、買い物に限らず高齢者の生活全般に関する実態把握に努める。	
			ウ)調査結果は、庁内関係課で情報共有するほか、積極的に情報発信する。	特別な情報発信は行わなかった。(0%)	D	関係課に出す内容の調査は行わなかったため、特に情報提供は行わなかった。	買い物に関するものに限らず、共有すべき情報は、庁内関係課に積極的に発信していく。	
55	P70	②移動手段の確保による支援策	ア)引き続き、「ぐるりん」などによる高齢者の移動支援に取り組む。	【地域交通課】利便性の向上やわかりやすい案内などを目指し24年7月に路線改正・本運行開始(100%)	A	旧市内の改正を行ったので支所地域の路線について改正・利用促進を行う	運行継続及び、支所地域の事業の見直し検討、改正	事業継続実施
			イ)「敬老バスカード」の周知を強化する。	【地域交通課】さまざまな機会をとらえ敬老バスカードのPRに努めた。(90%)	A	継続してのPR及び販売窓口の検討	継続してのPR及び販売窓口の検討	事業継続実施
			ウ)地域の実情にあった移動支援のあり方について検討する。	【地域交通課】支所地域において地域特性にあった交通体系について地域住民と協議実施(50%)	B	支所地域の実態に合った改正・利用促進を行う	引き続き検討し年度内に事業開始予定	事業継続実施
		エ)定期的な買い物バスツアーなどの検討を行う。	・倉淵地域限定の過疎地有償運送を開始 ・買い物バス運行に向け、地域包括支援センター職員が市内7箇所の商店や運行ルートを調査した。(50%)	C	・倉淵の過疎地有償運送は、11月に実施できたが、利用率は低い。 ・定期的な買い物バスの運行は、バス事業者や関連法の調整がつかず、実施できなかった。	・倉淵過疎地有償運送は運行の見直しをする。 ・定期的な買い物バス運行については、可能な方法について、更に調査研究を進める。	・倉淵過疎地有償運送は継続する。 ・定期的な買い物バス運行については、可能な方法があれば導入する。	
56	P71	③宅配や移動販売による支援策	ア)移動販売事業者に安否確認を組み合わせたい買い物支援モデルの構築に向けた検討を行う。	H24.4から高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業者への助成を開始。 H24年度末、移動販売事業者数 9事業者(70%)	B	新規に誘致する際は、既存の店舗との共存が必要であるほか、移動販売車の停留場所の確保が困難な場合もあり、誘致までに調整が必要となる。	事業を継続する。	
			イ)地域高齢者が集まる高齢者サロンに移動販売事業者を誘致するため、事業者への働きかけやその支援のあり方について検討する。	移動販売のサロンへの誘致は行わなかった。(0%)	D	平成24年度は、移動販売事業者の発掘や制度の周知、新たな地域での移動販売誘致など、制度の基礎づくりを優先させたため、サロンへの誘致には至らなかった。	サロン運営者へ働きかけ、地域の実情に合わせて、誘致に向けた支援を行う。	

(4)災害時支援体制の整備			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
		平成25年度					平成26年度		
57	P72	①地域主体の災害時避難支援体制づくりの推進	ア)モデル地区を設け、災害時避難支援体制づくりを実施し、その結果を踏まえ全市的に普及する。	【防災安全課】災害緊急連絡網及び災害時要援護者避難支援プランモデル事業実施	B	個人情報の取り扱いについて、国、県の動向、災害対策基本法等の改正の動向等を注視しながら検討を進めていく。	モデル事業で得られた成果を活かし順次全域に拡充していく。		
			イ)要援護者に避難支援体制づくりに賛同してもらえるよう、地域包括センターが区長や民生委員などと連携を図り周知活動を行う。	未実施	D	モデル地区の町内会(8町内会)の取り組み状況は、町内会により温度差があり、防災安全課とともに長寿社会課(様名地区)・地域包括(吉井地区)が関わっていた町内会では具体的な動きが見られなかった。	・24年度に実施したモデル地区での取り組み状況の課題や改善点等について、防災安全課と福祉部で協議を行いながら、全市普及に向けた地域向けのマニュアルを作成する。 ・マニュアルを参考に取り組んでいく地域に対し、地域包括職員も関わっていく。		
			ウ)個人情報を保護しながら、地域の支援団体と情報共有を図り、実効性のある支援体制の構築に取り組む。	【防災安全課】災害緊急連絡網及び災害時要援護者避難支援プランモデル事業実施	B	個人情報の取り扱いについて、国、県の動向、災害対策基本法等の改正の動向等を注視しながら検討を進めていく。	モデル事業で得られた成果を活かし順次全域に拡充していく。		
			エ)福祉部局で把握している要援護者情報を防災担当部局と共有することで、災害時に地域支援団体に要援護者情報を迅速に提供できる体制整備に努める。	【防災安全課】災害緊急連絡網及び災害時要援護者避難支援プランモデル事業実施 福祉部において、要援護者情報の具体的な整備は行わなかった。(0%)	B D	個人情報の取り扱いについて、国、県の動向、災害対策基本法等の改正の動向等を注視しながら検討を進めていく。 福祉部で把握している要援護者情報の取り扱いについての方針が定まっていない。	モデル事業で得られた成果を活かし順次全域に拡充していく。	市の災害時要援護者避難体制の方向性を踏まえ、どのような形で提示していくかを福祉部内で調整する。 情報提供体制を整備する。	
58	P72	②地域の防災活動の強化	ア)自主防災組織率が向上するよう地域に働きかけるとともに、自主防災組織を中心に要援護者避難支援計画に基づく避難訓練の実施を促す。	【防災安全課】自主防災組織の新規結成の促進 既設自主防災組織への訓練実施の際の助言等の実施【防災安全課】	B	地域における防災意識が高まっているので、この機運を継続させていくことが重要と考えている。	結成率の向上に努める	結成率の向上に努める	
			イ)地域包括支援センターが、地域の災害マップづくりなどの場に出向き、地域における情報共有と連携を図る。	城南公民館で開催された「防災マップづくり研修会」に地域包括職員が参加。講師である防災士の指導のもと、区長や民生委員、地域住民とともに、城南地区の防災マップづくりに関わる。 (1/15・22・29、2/5(各回2h))	C	災害時要援護者の避難支援のあり方、防災マップづくりなどを切り口に、地域住民が主体的に検討を行うことで、日常的な関わり的重要性を認識する機会となった。	モデル地域の事例等を参考にしながら避難支援体制や防災マップづくりを行う地域に、地域包括職員も参画し、地域の支援団体との連携を図ることで、日常的な見守りや声かけにつながるよう働きかけや助言を行っていく。		
59	P73	③福祉避難所の整備に向けた検討	ア)福祉避難所のあり方などについて検討を行う。	【防災安全課】福祉避難所の整備検討を実施 ●市有施設を災害時の高齢者向けの避難所として活用する。 ●社会福祉法人等の協力を仰ぎ、空いている建物や部屋を借りるなどして災害時の障害者向け福祉避難所として活用できるよう依頼する。	B	施設の選定及び協力してくれる法人等への依頼について具体的な作業を行う。	検討を進め早期の設置を目指す。		
			イ)長寿センターなどを福祉避難所として位置づけ、災害時の運営体制の整備に向け取り組む。						
			ウ)災害時、在宅要援護者の福祉避難所として、高齢者福祉施設と事前に協定を結ぶなど、連携を図る。	協定を結ぶには至っていない(0%)。	D	福祉避難所の確保や生活支援のあり方を検討する。	生活支援のあり方の検討。	協定の締結。	
(5)消費者保護・交通安全対策の推進			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)		
							平成25年度	平成26年度	
60	P74	①消費者保護の推進	ア)高齢者の消費者被害撲滅を推進するため引き続き周知啓発を行う。	【市民生活課】防災安全課と協力して公民館等で消費者講座を実施。(50%)	B	消費者講座を充実して行きたい。	消費者講座を各地域で実施。	引き続き、消費者講座を実施。	
			イ)地域包括支援センターによる周知や情報提供のほか、消費者被害の実態把握や相談支援に取り組む。	【防災安全課】防犯講座 ・開催数 4回 ・参加者 74人 防犯研修会 ・開催数 2回 ・参加者 約350人(70%)	B	地域での防犯講座の参加者が減少傾向にある。振り込め詐欺も依然発生していることから、今後とも啓発に努めていく。	警察や消費生活センターと連携を図りながら、今後も各地域及び防犯団体を対象とした防犯講座(研修会)を継続して実施していく。		
				・サロン等での認知症予防教室において、消費者被害等の注意喚起を実施。 ・地域たすけあい会議等での情報収集及び注意喚起を実施。 ・消費者被害に関する相談受付(生活消費センターの紹介) ・日常生活自立支援事業や成年後見制度利用の助言	C	・地域たすけあい会議や相談業務において、消費者被害が疑われるケースの情報提供されることもある。 ・市消費生活センターとの情報共有や情報交換等の連携が不足している。	・地域包括が相談を受けた情報や地域から入手・把握した情報について、市消費生活センターと共有するため、定期的な情報交換を行っていく。 ・併せて、消費生活センターで把握している情報を地域包括に提供してもらうことで、在支やケアマネ、民生委員等を通じた注意喚起を図っていく。		

(5)消費者保護・交通安全対策の推進(続)			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
61	P74	②交通安全対策の推進【地域交通課】	ア)高齢者が多く集まる場で、引き続き交通安全教室を開催する。	交通安全教室を開催し、参加した高齢者に対し、交通安全に対する認識を再確認していただくように、呼びかけた。(80%)	B	教室を開催することにより、参加された方の交通安全意識は高まるが、今後は教室に参加できない高齢者に対しての啓発を検討する。	引き続き高齢者教室を開催し、更に長寿社会課等でおこなうイベントに参加し、啓発活動を継続したい。	引き続き高齢者教室を開催し、更に長寿社会課等でおこなうイベントに参加し、啓発活動を継続したい。
			イ)運転に不安を抱える高齢者ドライバーの運転免許証の自主返納が促進されるよう、引き続き広報周知活動に取り組む。	高齢者による交通事故を減少させるため、自主返納された高齢者に対し、敬老バスカード等を交付し、交通事故の未然防止、公共交通機関の利用を促進する。申請者298名(80%)	B	広報等により周知をはかっているが、自家用車による移動手段が主となっている状況から申請者の増加ははかれない。	今後も継続し、広報活動に努め、高齢者の交通事故を未然に防止し、公共交通機関の促進に努める。	今後も継続し、広報活動に努め、高齢者の交通事故を未然に防止し、公共交通機関の促進に努める。
(6)高齢者の住まいの確保と住環境の整備			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
62	P75	①市営住宅のバリアフリー化	・高齢者が居住する既存の市営住宅の浴室やトイレへの手すりの設置を計画的に行う。	【建築住宅課】平成24年度手すり設置 0戸(0%)	D	予算の都合で計画的に設置できなくとも、少しずつでも設置していく必要がある。	予算の状況に応じて計画的に手すりを設置する。	
63	P76	②高齢者福祉施設の確保	ア)養護老人ホームへの適正な入所措置を継続する。	環境上及び経済的理由により、在宅生活が困難な高齢者への適正な入所措置を実施した。 ・新規入所者9人(前年度比+1人) ・入所者数(H25.3.31)146人	A	・23年度から、地域包括に事務が移管され、相談過程においては専門職や管理職が対応している。	引き続き、適正な入所措置を継続する。 ・措置入所に関する基準等の理解を進めるための定期的な研修会を実施する。	
			イ)経費老人ホーム(ケアハウス)に対し、引き続き事務費補助を行う。	平成23年度に引き続き、平成24年度も事務費補助を行っている(100%)。 ※ H24年度 245,470,275円 (H23年度 231,789,723円)	A	補助金支給の方法について、負担軽減等が図れるよう検討を行う。	補助継続。	補助継続。
			ウ)生活支援ハウスについては、そのあり方や活用方法について検討する。	H24利用人数22名	D	利用者が減少しているため活用方法について検討	他市の状況を調査し、施設と行政とで今後の方策を検討する	
64	P76	③サービス付き高齢者向け住宅の普及	ア)登録事務を円滑に行うほか、入居希望者への情報提供を行う。	【建築住宅課】平成24年度サービス付き高齢者向け住宅登録件数17件である。登録内容はHP及び閲覧簿で公開して情報提供を行っている。(100%)	A	登録に必要な書類の審査窓口が2課(建築住宅課・長寿社会課)あり、事業者が戸惑うことがあるため、事業者が分かりやすい書類審査体制に改善する必要がある。	引き続き円滑に登録事務を行い、登録内容の情報提供を実施する	
			イ)適正なサービス提供や運営が確保されるよう、事業者への指導監督を行う。	平成24年度末現在の登録数:30ヶ所(うち、平成24年度の登録数:17ヶ所)	A	建築住宅課と協力し、円滑な登録事務を行った。また、建築住宅課が情報提供システムに入力することにより、入居希望者に対し情報提供を行った。	建築住宅課と協力し、円滑な登録事務を進めていく。	引き続き、建築住宅課と協力し、円滑な登録事務を進めていく。
64	P76	③サービス付き高齢者向け住宅の普及	イ)適正なサービス提供や運営が確保されるよう、事業者への指導監督を行う。	【建築住宅課】登録後、事業開始された住宅に対し、住宅ハード面の整備や運営サービス面が登録基準に適合しているかを確認する立入り検査を実施し、必要に応じて事業者へ指導を行った。(70%)	B	事業開始の報告があった住宅の約70%しか立入り検査を実施できていないため、事業開始の報告があったら2課で調整し、速やかに立入り検査を行う必要がある。	立入り検査は事業開始に応じ実施する。また登録事項の状態を継続的に把握するために事業者へ定期報告を求め。	
				H24実地指導件数 9件(うち、文書指摘があった事業所 7件)	A	指導監査課の実地指導の日程と合わせて指導を行うことにより、事業者には負担をかけずに行うことができた。介護事業所が併設されることにより、住宅側のサービスの質・量の低下という課題がある。	指導監査課と日程を合わせて指導を行っていく。	引き続き、指導監査課と日程を合わせて指導を行っていく。
65	P77	④質の高い有料老人ホームの確保	・利用者保護が徹底されるよう、事業者への指導を行うとともに、適正な運営が図れるよう、事業者へ働きかける。	H24届出受理件数 6件 H24実地指導件数 9件(うち、文書指摘があった事業所 7件)	B	指導監査課の実地指導の日程と合わせて指導を行うことにより、事業者には負担をかけずに行うことができた。介護事業所が併設されることにより、有料老人ホーム側のサービスの質・量の低下という課題がある。	指導監査課と日程を合わせて指導を行っていく。	引き続き、指導監査課と日程を合わせて指導を行っていく。
66	P77	⑤高齢者の住宅のバリアフリー化	・引き続き、住宅改良相談員の派遣や住宅改造に伴う費用の助成を行う。	【建築住宅課】住環境改善助成事業を実施し、市民の住宅改修にかかる費用の助成を行い、多くの市民が当助成事業を活用して住宅改修を行った。(介護保険課で実施している住宅改造費助成と重複しない改修が対象)(100%)	A	事業目的がバリアフリー化ではないため改修の対象が幅広い。	引き続き住環境改善助成事業を実施。	未定

(6)高齢者の住まいの確保と住環境の整備(続)			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
67	P77	⑥高齢者にやさしいまちづくりの推進	ア)交通バリアフリー化構想に基づき、バリアフリー化を進める。	【都市計画課】公共交通、道路・交通安全、大型集客施設、公共施設の各分野とも特定事業計画に基づく事業を行い、バリアフリー化を推進した。	A	計画内容のとおり順調に推移した。	特定事業計画に基づく事業を行い、バリアフリー化を推進する。	特定事業計画に基づく事業を行い、バリアフリー化を推進する。
			イ)公園・生活道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を計画的に進める。	【公園緑地課】ゆかり児童公園及び浜川運動公園において出入口の段差解消工事等を行った。	A	計画通りに整備工事を進める事ができた。	引き続き、新規公園はもとより既存公園に関してもユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備を進めていく。	
				【土木課】東一条通り線・広小路栄町線：歩道整備、中央銀座通り・舗装改修	A	計画どおり完成	中央銀座通り・舗装改修 L=130m	
				【土木課】A620号線(国高病院入口)歩道整備 L=150m(55%)	B	地権者である裁判所との用地交渉が長期化していることが課題。	A629号線(慈光通り)歩道改善 L=250m	競馬場通り線北側歩道整備 L=860m
			ウ)商業施設などの事業者によりユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備の推進を働きかける。	【都市計画課】高崎市バリアフリー推進会議大型集客施設部会等で各事業者の事業計画を確認するなどバリアフリー化の推進を働きかけた。	A	計画内容のとおり順調に推移した。	バリアフリー化の推進を働きかける。	
(7)介護予防・日常生活支援総合事業の導入			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
68	P78	①導入に向けた検討	ア)利用者やサービス提供者の実態把握とともに、提供体制の構築を行います。	未着手(0%)	D	地域包括支援センターにおいて、まずは、モデル地域について実態把握する予定であったが、着手できなかった。	介護予防・日常生活支援総合事業を視野に入れ、高齢者の実態把握に取り組むとともに、他市の状況を調査する。	実態調査結果をもとに、提供体制構築について研究をすすめる。
			イ)導入にあたっては、介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会などで検討する。	検討は行わなかった。(0%)	D	実態把握データがなく、検討には至らなかった。	国の動向を踏まえ、慎重に対応していく。	次期計画に向けて方針を決定する。

【施策5】 認知症高齢者の安心生活支援プラン・・・12事業								
(1)認知機能低下抑制事業の充実			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
69	P79	①ひらめきウォーキング教室の推進	ア)二次予防事業対象者などへの普及と実践に取り組む。 イ)教室終了後も継続してウォーキングに取り組めるような仕組みづくりを行う。	開催箇所11箇所(委託10箇所、直営1箇所)参加者数(実)242人(延)2,048人 自主グループへの移行5ヶ所 教室終了後、万歩計を継続使用し、運動の継続率が上昇した。	B	正確な「認知機能の低下した二次予防事業対象者」の把握と、教室参加者の事後の評価の分析を行う。また、運動の継続率を鑑みて、必要時には内容の検討・改善を行う。 グループ化した場合と運動継続率について評価分析ができていない。		
70	P81	②高崎ひらめき市歌体操の普及啓発	・より多くの高齢者が実践できるよう、普及系活に取り組む。	サロン、出前講座、通所型介護予防事業、長寿センター、介護予防フェスティバルで紹介し、広報DVDを約700枚配布した。	A	サロンや出前講座に出向くと体操を知っている声が増えた。	引き続き介護予防を推進する体操として、普及啓発を行う。	
(2)早期発見と相談対応体制の充実			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
71	P82	①認知症サポート医・かかりつけ医との連携	ア)「もの忘れ相談医」との連携を強化し、認知症の早期発見や相談体制の充実に向け取り組む。 イ)地域包括支援センターに寄せられた相談を、認知症サポート医やもの忘れ相談医に円滑につなげるよう、連携書式(連絡票)を作成する。	「医師によるもの忘れ相談」を実施(12回/年)(参加者:23人)もの忘れ相談医であることPRする「プレート」を作成し、窓口等に設置してもらった。(もの忘れ相談医師:104人) 計画書記載のとおり、相談を円滑にするための「もの忘れ相談連絡票」を新たに作成し活用を図っている(認知症パンフレットに添付して配布)。また、地域包括が作成した「認知症相談」に関するチラシ(相談窓口周知用)をもの忘れ相談医の窓口を設置してもらっている(年3回配布)。	A	医師会との連携が強化され、「医師によるもの忘れ相談」を実現した。 計画通り「連携書式(連絡票)」を作成・配布。次年度以降、活用状況等を検証していく。	窓口がある場所すべてで実施する。 認知症パンフレットに添付して継続して配布していくとともに、連絡票の活用状況等を検証する。	来所状況を踏まえ会場を検討する。 活用状況の検証結果を踏まえ、内容の見直しを行っていく。
72	P82	②認知症疾患医療センターとの連携	・認知症疾患医療センターとの連携を強化し、認知症の早期発見や早期治療、相談体制の充実に取り組む。	認知症疾患医療センター(サンビエール病院)と地域包括支援センターの連絡会議を実施(4回/年)	B	認知症疾患医療センターの業務を確認して、今後の連携方法について検討を行った。	認知症疾患医療センターが抱える対応困難ケース(退院支援等)に対し、地域包括が積極的に関わっていくことで、情報共有を図っていく。	
73	P83	③地域支援推進員の配置	・地域支援推進員を中心に、認知症疾患医療センターなど医療との連携を強化し、認知症の相談体制の充実に取り組む。	23年度に引き続き、認知症に関する外部の専門職2人を非常勤職員として配置。本市の認知症施策全般についてのアドバイザーとしての役割を担うとともに、主に認知症相談、家族のつどいの運営に参加した。	B	今後、地域支援推進員が、個別ケースに関わる機会を設ける必要がある。	地域支援推進員が、困難ケースにおいて地域ケア会議等に参加することで、関係者間の調整役を担うことを試行していく。	
74	P83	④家族への支援	・「家族のつどい」や「認知症相談」の内容の充実に取り組む。	「認知症の人を支える家族のつどい」(月1回開催、平均3~4人/回、参加実数34人) →会場は市役所本庁舎の1カ所家族のつどい「認知症相談」(月1回開催、地域支援推進員が対応、相談者数20人) →会場は市役所本庁舎の1カ所	B	広報高崎での周知を行っているが、参加者が限られているのが現状。(※No53と同様)	「認知症相談」については、市役所以外の会場として、総合福祉センター、岩鼻長寿センターを設け相談体制の充実を図っていく。	
75	P83	⑤若年性認知症に対する理解の促進	・若年認知症についての広報のほか、その支援のあり方について関係機関と連携し検討する。	他自治体の取り組み等を参考にしながら、高崎市版の若年性認知症に関する各種制度一覧チラシ(相談窓口一覽)を作成・配布。	B	障害福祉課との連携を図り、チラシを作成したものの。	・若年性認知症への理解を深めるため、専門家による研修会を行う(地域包括・障害福祉課職員・在支向け)。 ・地域包括が若年性認知症の相談窓口であることをPRしていく(窓口にはプレート設置)。 ・「認知症相談」において、「若年性認知症相談」に特化した相談日を設ける。	
(3)地域による見守り支援体制の充実			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
76	P84	①認知症サポーターの養成	ア)引き続き、認知症サポーター養成講座を開催する。 イ)学校等の若い世代への働きかけを積極的に行い、認知症の人を地域で見守り支えられるような体制づくりに取り組む。	受講者1,447人、41回、述べ養成者数18,823人 平成22年度認知症にやさしいまちづくり推進協議会の決定に基づき、各圏域の公民館で1箇所ずつ開催した。また、その他に市役所(新規採用職員向け講座を含む)での講座や、出前講座などの要望に基づいた講座、市職員以外のキャラバンメイトによる講座を開催した。 受講者1447人 うち、企業・職域10回327人 学校3回179人	A	平成24年度の認知症サポーター養成講座において、1講座あたり平均35人参加しており、今後も継続実施していく必要がある。 企業は地域の見守り、小中学生は認知症に対して偏見を持たない思いやりの心を育成するために必要と考えているが、開催数が少ない。	各圏域の公民館での開催は継続する。その他、既受講企業へは再受講の依頼通知、学校へは校長会での開催依頼や依頼通知の発送等を実施する。 また、認知症にやさしいまちづくり推進協議会に諮り、今後の実施計画を検討する。	
77	P85	②みまもり・あんしん認知症ガイドブックの活用	・ガイドブックを周知するとともに、相談体制の充実に取り組む。	ガイドブックの大幅な見直しを行い、より市民にわかりやすく、見やすいレイアウトに変更した。(関係機関の窓口配布・町内会に回覧)	A	24年度に作成したものの忘れ相談医との連絡票(連携様式)を添付したうえで配布を行っている。	認知症の普及啓発や早期発見(相談窓口等の紹介)を促すため、リーフレットの内容についても、関係者の意見を踏まえながら、引き続き見直し等を行っていく。	

(3)地域による見守り支援体制の充実(続)			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
78	P85	③見守り・安心ネットワークの充実	ア)「安心ほっとメール」に登録してもらえるよう、関係機関等への働きかけを行う。	認知症サポーター養成講座受講者やオレンジボランティアに登録を呼びかけた。(登録者数:14,790人)平成24年度末(見守り情報配信数:13件)	A	養成講座の受講者は一般市民だけでなく、民間事業者(金融機関等)からの講座依頼も増えていることから、これらの関係機関への働きかけや連携も重要になっている。	引き続き、認知症サポーター養成講座の受講者を中心に登録を呼びかけていくが、民間事業者にも養成講座を受講してもらえるよう、働きかけや連携を図っていく。	
			イ)警察などの関係機関と連携を図り、所在不明高齢者の早期発見に向けたネットワーク強化に取り組む。	群馬県警の「防犯FAXネットワーク」に加盟する関係機関との連携や、県警の「上州くん安全・安心メール」配信等により、所在不明高齢者の早期発見を図った。	B	徘徊に伴う通報件数の実態や通報に伴う発見状況などについて精査していく必要がある。	引き続き、警察などの情報交換を行いながら、徘徊高齢者の早期発見に向けたネットワークの強化に取り組む。	
79	P86	④オレンジボランティアの養成	ア)オレンジボランティアの養成に取り組むほか、関係者への周知を図る。	・24年度、新規養成を行わなかった。 ・23年度に養成したオレンジボランティア(308人)に対するフォローアップ研修に取り組んだ。 【1回目】5/23-25守秘義務研修(2h) 【2回目】1/24認知症予防講演会(2h) ・民生委員への周知や、各窓口でチラシを設置。	B	(養成)オレンジボランティアに対して、見守り希望者が少ない状況であるため、新たな要請を行わなかった。 (周知)利用に結び付けていくための効果的な周知が必要になっている。	これまで主に民生委員向けの周知を行ってきたが、今後、居宅のケアマネや小規模多機能型居宅介護事業所などに対し、インフォーマルサービス(社会資源)のひとつとしてオレンジボランティアを活用してもらえるよう(居宅サービス計画への位置付け)、積極的に働きかけを行っていく(活用例や利用効果などについても紹介)。	
			イ)オレンジボランティアが地域で円滑に活動できる体制づくりを行うとともに、活動内容の検討を行う。	・オレンジボランティアと民生委員との連携を図るため、民生委員の地区定例会に参加するなどの「顔合わせ会」を実施【31カ所】 ・利用希望者に対しては、地域包括職員がアセスメントを実施し、本人や家族とボランティアとの調整(顔合わせ)を行っている。 ・オレンジボランティアは定期的な見守りや声かけを行い、訪問頻度についても、本人や家族の要望に基づき、柔軟に対応している。 ・活動中において(様子の変化や異変等)気付いたことがあれば、民生委員や地域包括へ情報提供することになる。 【見守り対象者:9人】	B	見守り対象者(9人)の実施状況において、オレンジボランティアから地域包括への情報提供につながった事例(実績)もあつたことから、より積極的な利用周知を図っていくことが課題となっている。	・オレンジボランティアの活動について、引き続き、地域たすけあい会議等を通じ、民生委員への周知や理解を求めていくとともに、連携方法等についても検討を行っていく。 ・利用している本人や家族等に対する聞き取りやアンケート調査を実施し、活動内容を充実させていく。	
			ウ)地域包括支援センターとオレンジボランティアとの情報交換の機会確保や、オレンジボランティア同士の交流や活動内容の充実を図る。	日常生活圏域ごとに、オレンジボランティアと地域包括職員との「活動状況報告会」を実施し、オレンジボランティア同士の交流を行った。 【年2回×15圏域】	B	・活動実績がない圏域においては、活動している圏域の実績等を報告のうえ意見交換を実施した。利用希望者がいない地域での活動のあり方が課題となっている。	・圏域別の「活動状況報告会」を定期的に開催することで、ボランティア同士の交流を継続していく。 ・見守り対象者に対する活動以外にも、各地域での認知症への理解や普及啓発を行っていくための自主的な活動が進むよう支援していく(例えば、地域向けの認知症サポーター養成講座の共同開催等)。	
80	P86	⑤認知症にやさしいまちづくり推進協議会	・認知症にやさしいまちづくり協議会を定期的に開催し、関係機関とのネットワークづくりに取り組む。	・認知症にやさしいまちづくり協議会市の認知症施策全般について協議検討。家族会、区長・民生委員、医師(サポート医)ケアマネ、地域密着型サービス事業者、社協、地域包括、在支、商工会、警察、消防等で構成。 【開催日時:6/1、8/31、2/1】 ・認知症予防講演会開催(1/25保健センター) 【講師:認知症介護研究・研修東京センター長@本間昭先生 参加者計231人】 ・認知症ケア基礎研修会(介護事業者向け) 【開催日時:9/10・11・12 参加者計142人】 「私の手帳」A3両面の記入用紙を作成し、オレンジボランティアに記入して書きづらい部分は修正した。	A	・予定どおり実施 ・(私の手帳)初めて記入した人が多く、書きにくかった部分があつたためより記入しやすいものを作っていく。	・引き続き、認知症全般にわたる全市民的な取り組みを一層強化するため、本協議会の定期的な開催を通じ、関係機関、団体などのネットワークづくりを行う。 ・認知症に関する正しい理解や知識を普及啓発するため、市民や介護職員を対象に講演会や研修を行う。 ・(私の手帳)サロンに参加している人に記入してもらい、より記入しやすいものを作るとともに認知症になったときを想定して元気なときに何が必要なのかを考えてもらうきっかけを作る。	

【施策6】 介護給付適正化等推進プラン…17事業							
(1) 広報・情報提供の充実		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針) 平成25年度 平成26年度	
81	P88	①制度に関する広報活動の充実	ア)引き続き「介護保険利用の手引き」を発行するほか、広報高崎等を活用し、介護保険制度について広報啓発を行う。	「介護保険利用の手引き」を発行 広報高崎に掲載	B	「介護保険利用の手引き」を発行し、広報高崎等で介護保険サービス内容について周知を図った。	今後は、広報高崎等において介護保険制度の周知を図る。
			イ)二次予防事業対象者宅への訪問活動や高齢者サロンでの介護予防事業を通じ、介護保険制度に関する周知活動を行う。	介護が必要な状態になることを防ぎ、可能な限り地域で元気に生活できるように、また、介護保険料の上昇を抑えるために、介護予防事業としてサロンでの講義・体操やパンフレット配布などを行なった。	A	介護予防事業の実践そのものが、介護保険の訂正運営に繋がることを事業の説明の際に周知している。	引き続き、介護予防事業の実施の際、説明を行う。
			ウ)民生委員に対し、地域たすけあい会議などの機会を通じ、介護保険制度に関する研修を行う。	地域たすけあい会議がきっかけとなり、民生委員と連携する場面は着実に増えていることから、会議の場に限りならず、制度に関する民生委員からの照会や相談が日常的にあり、その都度対応している。	A	介護保険制度は、セルフケア(自立支援)を念頭に取っていることも併せて説明していく必要がある。	介護サービスの利用が円滑に行なわれるよう、二次予防事業対象者への訪問活動やサロンでの介護予防事業などを通じ、周知活動を行ってまいります。
				地域たすけあい会議がきっかけとなり、民生委員と連携する場面は着実に増えていることから、会議の場に限りならず、制度に関する民生委員からの照会や相談が日常的にあり、その都度対応している。	A	介護保険制度は、セルフケア(自立支援)を念頭に取っていることも併せて説明していく必要がある。	介護サービスの利用が円滑に行なわれるよう、二次予防事業対象者への訪問活動やサロンでの介護予防事業などを通じ、周知活動を行ってまいります。
82	P89	②介護サービスに関する情報の提供	ア)引き続き、市内介護サービス事業者に関する情報提供を行う。	介護サービス事業所一覧表を作成し、相談窓口等で配布した。また、市ホームページに市内介護事業所の一覧表や入所・入居系の介護保険施設の空き情報を掲載した。	A	計画どおり実施できた。	引き続き、窓口や市ホームページでの情報提供を行っていく。
			イ)「情報公表システム」や「外部評価情報」の積極的な利用を図る。	「情報公表システム」に関するチラシを窓口を設置。事業者に対しては、情報公表システムや外部評価の活用に関する周知を図った。	C	介護保険サービスを利用する際の目安としては、まだまだ浸透していない。	介護保険サービスを利用する際の目安としていただけるよう、引き続き制度周知に努める。
(2) 介護給付の適正化の充実強化		事業目標	平成24年度事業実施内容・実績 及び(目標達成率%)	評価 (A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針) 平成25年度 平成26年度	
83	P91	①介護給付適正化計画の推進	ア)「第2期介護給付適正化計画」に持基づき、引き続き、介護給付の適正化に取り組む。	・ケアプランの点検強化 ・住宅改修の点検強化 ・給付実績の点検強化 上記を計画に基づいて実施。	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き、適正化計画に基づいて適正化事業を推進していく。
			イ)介護給付適正化事業の意義や取り組みを広く市民に普及啓発する。	介護給付適正化等推進プランとして、高崎市高齢者安心プランに掲載。	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	事業計画とも連携して市民への普及啓発を継続する。
84	P91	②要介護認定の適正化	ア)委託の認定調査員への専門研修会のほか、認定調査結果の点検などを継続実施する。	全体研修1回、新任研修1回、小グループ研修3回実施 認定調査結果全数点検実施(100%)	A	全体・新任研修の出席率は約95%であったが、小グループ研修は約50%であった。	研修については、認定調査点検結果を踏まえ内容を検討し、継続実施する。
			イ)介護認定審査会の審査結果の分析や審査委員会への研修会などを行う。	統計資料配布(1回) 審査会だより(審査委員会向け機関紙)発行(3回) 県現任者研修会への参加(1回) 県新任者研修会(3回) 市新任者審査会見学会(10回)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。引き続き判定の標準化を進める必要がある。	継続実施
85	P91	③ケアプランの点検強化	ア)「高崎市ケアプラン適正化事業実施計画」に基づき、事業所への点検・指導を行う。	第2期計画の1年目(平成24年~平成26年)平成24年度ケアプランチェック実施件数57件(42事業所)実施割合38.8%	A	3年間を一つのサイクルとし、順調に計画を進めることができた。	他市町村の事業所についても、高崎市において実績がある場合は点検を検討していきたい。
			イ)ケアプラン点検を行う職員体制を充実させるとともに、指導監査課との連携強化を図り、事業者への指導・改善に取り組む。	主担当及び副担当と業務を進め、ケアプラン点検のノウハウを持つ職員を充実させた。また、ケアプラン分析システムを指導監査課とも共有している。	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	25年度も同様に職員体制の充実をはかりたい。 適正化計画にのっとり、適正なケアプランの実施を支援する。
			ウ)市のケアプラン適正化事業の取り組みについて広く周知啓発を行う。	各居宅事業所についてはケアプラン点検のヒアリングなどの機会を通じて本事業の周知を行っている。また、高崎市高齢者安心プランに掲載して広く周知啓発に努めている。	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	25年26年も続けて本事業を広く周知できる方法を検討したい。
86	P92	④住宅改修等の点検強化	ア)引き続き、住宅改修等について、書面審査や利用状況などの確認を行う。	住宅改修等について書面審査・実地による確認等を行っている。	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き住宅改修等について、書面審査や利用状況などの確認を行う。
			イ)福祉用具貸与について、貸与品目の市内平均価格を公表し、貸与価格の適正化を図る。	福祉用具貸与について、貸与品目の市内平均価格を公表した(2回/年)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き福祉用具貸与について市内平均価格を公表し、貸与価格の適正化を図る。
87	P92	⑤給付実績の点検強化	引き続き、「国保連合会介護給付適正化システム」を活用し給付実績の点検を実施する。	国保連よりの給付適正化システム及び独自の給付適正化システムを用いて点検を実施	A	疑義のある給付について確認、給付の適正化に資することができた。	引き続き給付実績の点検を実施する。
88	P93	⑥介護保険給付費明細書の送付	引き続き、利用者やその家族へ介護保険給付費明細書を定期的に送付する。	前期13,904名分・後期14,221名分	A	適切に通知を発送することができた	引き続き、利用者やその家族へ介護保険給付費明細書を定期的に発送する。

(3)事業者支援・指導体制の充実			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
89	P94	①地域密着型サービス事業所の指定	ア)市ホームページに事業者向けの専用ページを開設し、運営に関する基準等をまとめた手引きなどを掲載する。	加算等の提出書類や、感染症等の注意喚起等の情報はホームページ上に掲載して、事業者に対して情報提供を行っている(30%)。	C	未掲載の情報について、なるべく早めに掲載する。	未掲載情報の掲載	掲載情報の検討・修正
			イ)地域密着型サービスの基準条例を制定する。	条例制定(関連条例2本)(100%)	A	条例制定の周知を事業者等に対して行う。	条例制定の周知	条例の内容の再検討
90	P94	②施設・居宅サービス事業所の指定	ア)市ホームページに事業者向けの専用ページを開設し、運営に関する基準等をまとめた手引きなどを掲載する。	加算等の提出書類や、感染症等の注意喚起等の情報はホームページ上に掲載して、事業者に対して情報提供を行っている(30%)。	C	未掲載の情報について、なるべく早めに掲載する。	未掲載情報の掲載	掲載情報の検討・修正
			イ)介護保険施設・居宅サービスの基準条例を制定する。	条例制定(関連条例6本)(100%)	A	条例制定の周知を事業者等に対して行う。	条例制定の周知	条例の内容の再検討
			ウ)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み量確保に必要と認められた場合は、必要に応じて居宅サービスの指定を制限する。	実績なし		現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はまだ普及していないこと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はサービス付き高齢者向け住宅の利用者を中心にサービス展開を行うこととしている事業者が多いことから、現状では地域へ開かれた事業所となりにくい。居宅サービスの指定の制限をしていない。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定の状況によっては、居宅サービスの指定の制限を検討する。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定の状況によっては、居宅サービスの指定の制限を検討する。
91	P95	③介護サービス事業者等への指導監査【指導監査課】	ア)市内事業者の適正な運営が確保されるよう、指導監査体制を強化する。	これまで群馬県において3~5年に1度のペースで行われていた実地指導を2年に1度(隔年)の実施を基本として実施した。間隔を小さくすることは、適正運営に大きく貢献したものと考える。 24年度当初の介護保険事業所及び介護保険施設の数=582か所 24年度実地指導実施数=302か所(実施率51.9%) また、苦情・事故・虐待等の緊急性の高い場合には、監査として早急な対応を図り、適正な運営を確保するよう指導した。 24年度目標達成率=100%	A	介護サービス事業所数が非常に多く、新規開設も毎年多く発生するため、2年に1度(隔年)のペースで実施していくには、人員が不足している。 今後も同一敷地や同一建物内の併設事業所を一緒に実施したり、所管課と連携して効率的(省力化)かつ効果的に実施していく必要性あり。	実地指導を2年に1度(隔年)のペースで実施するとともに、緊急事態には速やかな監査を実施し、効果的・効果的な指導監査を行う。	
			イ)実地指導を定期的に実施するほか、ケアプラン点検でサービス提供に偏りがある事業者に対しては、重点的に実施する。	定期的な実地指導の中で、偏り等の不適正な事例については、厳正に指導を図れた。なお、ケアプラン分析システムを活用したチェックについては、所管課の介護保険課で実施。 24年度目標達成率=80%	B	実地指導で確認できる事例はほんの一握りであるため、全てを指導することは困難である。ケアプラン分析システムによるチェック体制と連携を図り、効率的・効果的に指導する必要性あり。	ケアプラン分析システムでの分析結果を活用し、効率的・効果的な実地指導を実施する。	
			ウ)実地指導で、文書などでの指導を行った事業者について公表するものとし、公表方法や公表基準については検討を行う。	24年度の実地指導の実施結果よりホームページ上に公表する仕組みを整備した。実際の公表については、25年度に入ってから実施する。 24年度目標達成率=100%	A	翌年度に公表せざるを得ないため、タイムリーな状況・状態ではない。早くに実地指導を実施したところでは既に改善されているが、年度末に近いところでは、未改善の場合がある。	24年度同様に実地指導における指導結果等についてはホームページ上に公表する。	
			エ)適正なサービスが確保されるよう、厳正な処分、改善指導、改善命令を行い、積極的な指導監査に取り組む。	制度・基準に係る違反や不適正な事例に対しては、その場で監査に切り替え、厳正な処分と指導等を行った。また、苦情・事故・虐待等の緊急性の高い事例においては、速やかな監査を実施し、厳正な処分と指導等を行った。 平成24年度目標達成率=80%	B	不適正事項等を立証するための手続き等、遺漏なく推し進めていく必要があり、遺漏や不備により追求困難となってしまう事例もあつたため、裏づけ調査等がより重要である。	24年度同様に不適正な事例を解決し、解消するため、適切なタイミングで指導監査を行う。	



(4)介護サービスの質の向上			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
92	P96	①運営推進会議への取り組み	ア)引き続き、市職員や地域包括支援センター職員が運営推進会議に参加し、必要な助言や情報提供を行う。	運営推進会議参加回数	C	・事業所によっては、会議内容が行事報告等に終始し、地域との交流や連携が不十分などが見受けられる。	・運営推進会議のあり方について、事業者団体である県地域密着型サービス連絡協議会等と意見交換を実施していく。(地域包括ケアにおける運営推進会議のあり方、地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターの連携方法等)	
			イ)地域密着型サービス以外の介護サービス事業所に対し、地域への情報発信や交流が活性化するように働きかける。	未実施	D	・特養やデイサービスなどの介護事業者がどの程度、地域と関わりがあるのか、実態をつかめていない。	・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの見守りや生活支援など、地域による助け合い、支え合い体制(地域包括ケア)の構築にあたり、特別養護老人ホーム等(社会福祉法人)による地域連携のあり方について検討を行っていく。	
				地域密着型サービス以外の事業所に対しては、新規開設時の説明会において地域交流を促している(30%)。	C	既存事業所に対する周知方法を検討する。	既存事業所への周知方法の検討。	既存事業所への周知。
93	P96	②介護相談員の派遣	ア)介護相談員を受け入れていない施設に対し、受け入れに向けた働きかけを行う。	平成24年度4事業所受け入れ開始(74→78)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	今後も介護相談員を受け入れていない施設に対し、受け入れに向けた働きかけを行う。	
			イ)介護相談員の研修を充実させる	年3回連絡会にて研修を実施。県の現任研修と新任研修を受講	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	今後も継続して年3回の研修を実施する。	
94	P97	③事故報告の徹底	ア)介護サービス事業者に対し、市への事故報告書の提出を徹底する。	新規開設時の説明会において、事故報告書の説明を行っている(80%)。事故報告受理件数 459件	B	既存事業所に対する周知方法を検討する。	既存事業所への周知方法の検討。	既存事業所への周知。
			イ)事業者自らが事故に対する詳細な検証を行い、具体的な再発防止策を講じるよう指導を徹底する。	受理した事故報告書の再発防止策が不十分な場合は、対策の再検討及び書類の再提出を求めている(80%)。	B	事故報告書の内容について再検討を行う。	指導の継続。	指導の継続。
			ウ)引き続き、提出された事故報告書から事故の傾向や発生原因を分析し、その結果を事業者へ情報提供し事故防止に向けた注意喚起を行う。	分析は年度末に着手したところであるが、事業者への情報提供ができるまでには至っていない(10%)。	C	分析及び情報提供方法の検討を行う。	分析の実施。	情報提供。
95	P98	④介護支援専門員・介護職員の質の向上		【指導監査課】下記の対応により適正なケアマネ業務の遂行のための周知・相談・指導等を実施。 ①ケアマネ連絡協議会主催研修会で講師＝2回(8/11(土)&9/29(土))延べ約150名 ②集団指導の実施(県・前橋市との共催)＝高崎会場・出席者104事業所・170名 ③定例の実地指導＝64事業所(全116事業所) ④日々の相談 24年度目標達成率＝100%	A	ケアマネの質に差があり、いかに質の底上げを図るかが大きな課題である。やはりこまめな周知徹底及び指導が必要不可欠であると考える。	引き続き、研修会・集団指導・実地指導・相談の実施し、適正なケアマネ業務の遂行に向けた支援を行う。	同左
			ア)介護支援専門員への研修会や相談支援のほか、介護支援専門員のネットワークづくりなどの支援に引き続き取り組む。	◎介護支援専門員研修会(2回)7/19(参加者:274人)テーマ「自立支援型ケアマネジメント～期待されるケアマネジャーの役割とは～」 9/20(参加者:268人)テーマ「ケアマネジャーに必要なコミュニケーション能力」 ◎主任介護支援専門員研修(3回)6/12(参加者:46人)テーマ「困難事例を作らないためにアセスメントからニーズの導き方、課題解決の考え方」 10/22(参加者:34人)テーマ「あなたはどんな主任ケアマネになりたいですか?」～地域において、地域のために活動ができる主任ケアマネになるために～」 12/13(参加者:40人)テーマ「事例を通して困難事例を解決する方法を一緒に考える」 ◎ブロック別、事例検討会、報告会(10回)	B	・介護支援専門員(ケアマネ)向けの研修会(市主催)は実施できているが、主任ケアマネが役割を自覚し自主的に企画、運営ができるまでの支援にはいたっていない。ケアマネ同士のネットワークづくりはまだ不十分である。 ・「高崎市地域包括支援センター方式」での事例検討会を実施することができた。	・地域の社会資源(インフォーマル)の活用や連携等に対する視点を踏まえ、支援困難や虐待の事例に対応できる研修会を実施していく。 ・地域ケア会議等を通じた、ケアマネ同士のネットワークづくり(圏域単位)について検討を行い、主任介護支援専門員が役割を理解し活動できる地盤作りを支援し実施していく。 ・ブロック別事例検討会等も地域のケアマネと共同で運営ができるように実施していく。	同左
			イ)介護職員のキャリアアップの取り組みが推進されるよう、実地指導などの機会を通じ、引き続き事業者に働きかける。	【指導監査課】 24年度介護保険事業所及び介護保険施設への実地指導の実施＝365か所 介護職員処遇改善加算＝119法人・295事業所 処遇改善加算の算定要件のひとつにキャリアパス計画を策定し、推進しなければならないため、処遇改善加算を算定していない法人・事業所に対し、算定できる体制整備を周知してきた。 24年度目標達成率＝90%	B	小規模の法人・事業所においては、ポストの問題等もあり、推進を図っていくことは難しい状況であるが、介護福祉士資格の取得については、今後介護報酬への影響もきたす恐れもあるため、多くの法人・事業所で前向きに取り組んでいる。	定期的な実施している実地指導を通じて、介護職員処遇改善加算を算定できる体制の整備を推進するよう指導を周知徹底する。	同左

(4)介護サービスの質の向上(続)			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
96	P98	⑤介護職員の人材確保	ア)介護職員の人材確保に向け、県介護人材確保対策室と連携を図る。	連携を図るまでには至っていない(0%)。	D	県との情報共有の機会を設定する。	県との情報共有。具体策について検討。	連携の実施。
			イ)実地指導などを通じ、職員が働きやすい環境を整えるよう介護サービス事業者に指導する。	【指導監査課】 上記④介護支援専門員・介護職員の質の向上(イ)と同じ	B	上記④介護支援専門員・介護職員の質の向上(イ)と同じ	事業者に委ねるだけでなく、介護人材確保対策補助事業の活用を図り、市主催の就労支援説明会等を開催し、積極的な人材確保支援を行う。	同左
				処遇改善加算について、適切な運用により職員の処遇が改善されるよう、申請書の受理時等に必要に応じて促した(30%)。	C	処遇改善加算の実績報告書の精査を行う。	関係書類の精査。	関係書類の精査。
97	P99	⑥苦情等解決体制の充実	ア)市ホームページに苦情相談窓口を掲載するなど、市に相談しやすい環境づくりを行う。	未実施(0%)	D	苦情相談窓口は、介護サービスの利用者においては重要事項説明書等に連絡先が記載されているため、利用者はそちらを確認して相談している。	市に相談しやすい環境づくりを進めていく。	市に相談しやすい環境づくりを進めていく。
			イ)事業所内の苦情相談体制を整備するよう、事業者に対し引き続き指導を行う。	【指導監査課】 24年度介護保険事業所及び介護保険施設への実地指導の実施(365か所)を通じて、苦情相談体制の整備を確認し、不備のある事業所・施設に指導を行う。 24年度目標達成率=100%	A	苦情に対する意識が低い事業所等が多いため、実地指導の中で強く周知を図る必要性あり。	定期的な実地指導を通じて、苦情相談に対する前向きな意識や姿勢を整備・確保するよう周知・指導する。	同左
			ウ)県・国民健康保険団体連合会と必要に応じた連携を行い、苦情や相談に適切に対応する。	【指導監査課】 所管課との連携を図り、県や国保連への協力体制を確保した。しかし、24年度においては県や国保連からの苦情処理対応は発生していない。 24年度目標達成率=100%	A	県や国保連からの苦情・相談は比較的少なく、直接市に寄せられる苦情・相談が殆どであるため、県や国保連からの苦情・相談が発生した際の庁内関係各課(介護保険課・長寿社会課・指導監査課)の連携体制を整備する必要性あり。	引き続き、被保険者(市民)の権利を守り、サービスの質を確保するため、県や国保連との連携体制を図る。	同左

【施策7】 特別養護老人ホーム等施設整備プラン…5事業								
(1)特別養護老人ホーム等の施設整備計画			事業目標	平成24年度事業実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
98	P100	①介護保険3施設等の整備計画	・緊急性が高い在宅待機者の解消に向け、特別養護老人ホームの整備を行う。	特別養護老人ホーム 110床(増床)、小規模特別養護老人ホーム 29床(新設)を選定	B	110床(増床)のうち90床は整備済。残り20床は平成25年度に繰越となった。また、小規模特別養護老人ホーム29床についても翌年度に繰越となった。	平成24年度の繰越分について整備を終了させる。また、平成25年度整備分(60床)についても公募を行い、整備を進める。	整備計画なし
99	P102	②認知症高齢者グループホーム	・圏域指定し、1事業所(9床)の整備を行う。	計画を遂行するため、平成24年度末に公募開	B	平成25年度当初に説明会を行い、公募を開始することとなった。	平成25年度に選定、指定に向けて整備を進める。	整備計画なし
100	P102	③特定施設	・既存の軽費老人ホームに30床分を混合型の特定施設として整備する。	計画策定前の調査の段階では、希望事業者があったが、平成24年度に初めて調査したところ事業者から手が挙がらなかった。	D	事業者の意向により、整備に至らなかった。	軽費老人ホーム入居者支援のための施策であるため、引き続き軽費老人ホームに限定し特定施設を認めていく。	
(2)施設整備等に伴う目標設定			事業目標	H24実施内容・実績及び(目標達成率%)	評価(A~D)	評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)	
							平成25年度	平成26年度
101	P103	①重度者における施設入所の推進	施設利用者数の合計に対する要介護4・5の人の割合を70%以上にする。	平成24年度末の割合:62.2%	D	割合を高めるための方策について研究が必要	方策について研究	方策について研究
102	P103	②介護保険施設等のユニット化の推進	老健や特養のユニットの割合を平成26年度までに50%以上にする。	介護3施設+地域密着型特養:25% 特養のみ:43.5%	A	公募による特養の整備(110床のうちユニットは100床)により、ユニットの割合が増加しつつある。	平成24年度に基準条例を作成したが、利用者の負担なども考慮し、引き続き多床室も認めていくこととしており、計画で示した目標値(国の示した目標値)への達成は難しい状況である。	